

# 青森県個人情報保護条例の解釈運用基準

(平成11年5月17日制定)  
(平成18年2月22日改正)  
(平成19年3月28日改正)  
(平成19年9月25日改正)  
(平成20年3月27日改正)  
(平成21年3月31日改正)  
(平成22年1月19日改正)  
(平成24年3月30日改正)  
(平成25年3月27日改正)  
(平成27年12月28日改正)  
(平成28年3月31日改正)  
(平成29年5月30日改正)  
(平成30年3月28日改正)  
(令和2年11月25日改正)  
(令和3年8月25日改正)

## 目 次

### 第1章 総則

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1条 目的          | 1  |
| 第2条 定義          |    |
| 第1号（個人情報）       | 3  |
| 第2号（個人識別符号）     | 5  |
| 第3号（実施機関）       | 7  |
| 第4号（事業者）        | 9  |
| 第5号（本人）         | 10 |
| 第6号（要配慮個人情報）    | 11 |
| 第7号（保有個人情報）     | 13 |
| 第8号（個人情報電算ファイル） | 16 |
| 第3条 県の責務        | 17 |
| 第4条 事業者の責務      | 18 |
| 第5条 県民の責務       | 19 |

### 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

#### 第1節 個人情報の取扱い

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第6条 個人情報取扱事務の登録等     | 20 |
| 第7条 保有の制限等           | 25 |
| 第8条 取得の制限            | 27 |
| 第9条 利用及び提供の制限        | 34 |
| 第10条 情報機器の結合による提供の制限 | 38 |

|                      |                         |     |
|----------------------|-------------------------|-----|
| 第11条                 | 安全性及び正確性の確保等            | 40  |
| 第12条                 | 職員等の義務                  | 42  |
| 第13条                 | 委託に伴う措置等                | 43  |
| 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止 |                         |     |
| 第14条                 | 開示請求権                   | 45  |
| 第15条                 | 開示請求の手続                 | 46  |
| 第16条                 | 開示請求に対する決定、通知等          | 48  |
| 第17条                 | 事案の移送                   | 53  |
| 第18条                 | 第三者に対する意見書提出の機会の付与等     | 55  |
| 第19条                 | 開示の実施                   | 58  |
| 第20条                 | 口頭による開示請求等              | 60  |
| 第21条                 |                         |     |
| 第1項（開示義務）            |                         | 62  |
| 第1号                  | 法令秘情報                   | 63  |
| 第2号                  | 不開示指示情報                 | 64  |
| 第3号                  | 開示請求者本人に関する情報           | 65  |
| 第4号                  | 開示請求者以外の個人情報            | 66  |
| 第5号                  | 法人等情報                   | 70  |
| 第6号                  | 公共安全等情報                 | 73  |
| 第7号                  | 審議検討等情報                 | 75  |
| 第8号                  | 事務事業情報                  | 77  |
| 第9号                  | 任意提供情報                  | 81  |
| 第2項、第3項（部分開示）        |                         | 83  |
| 第22条                 | 裁量的開示                   | 86  |
| 第23条                 | 保有個人情報の存否に関する情報         | 87  |
| 第24条                 | 費用負担                    | 89  |
| 第25条                 | 法令又は他の条例による開示の実施との調整    | 90  |
| 第26条                 | 訂正請求権                   | 92  |
| 第27条                 | 訂正請求の手続                 | 94  |
| 第28条                 | 訂正義務                    | 95  |
| 第29条                 | 訂正請求に対する決定、通知等          | 96  |
| 第30条                 | 事案の移送                   | 99  |
| 第31条                 | 訂正の実施の通知                | 100 |
| 第32条                 | 利用停止請求権                 | 101 |
| 第33条                 | 利用停止請求の手続               | 103 |
| 第34条                 | 利用停止義務                  | 104 |
| 第35条                 | 利用停止請求に対する決定、通知等        | 106 |
| 第35条の2               | 県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求 | 108 |
| 第35条の3               | 行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め | 109 |
| 第36条                 | 審査請求があった場合の手続           | 110 |
| 第37条                 | 適用除外                    | 113 |

### 第3節 特定個人情報の取扱い等の特例

|        |     |
|--------|-----|
| 第37条の2 | 115 |
|--------|-----|

### 第4節 雑則

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第38条 苦情処理           | 123 |
| 第39条 県が出資する法人の講ずる措置 | 124 |
| 第40条 施行事項           | 125 |

## 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第41条 個人情報取扱指針          | 126 |
| 第42条 取扱いの適正化           | 127 |
| 第43条 不適正な取扱いの是正措置      | 128 |
| 第44条 苦情等の処理            | 129 |
| 第45条 説明又は資料提出の要求       | 130 |
| 第46条 公表                | 131 |
| 第47条 国及び県以外の地方公共団体との協力 | 132 |

## 第4章 雑則

|              |     |
|--------------|-----|
| 第48条 適用除外    | 133 |
| 第49条 運用状況の公表 | 134 |
| 第50条 施行事項    | 134 |

## 第5章 罰則

|      |     |
|------|-----|
| 第51条 | 135 |
| 第52条 | 137 |
| 第53条 | 138 |
| 第54条 | 139 |
| 第55条 | 140 |

## 附 則

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第1項 施行期日                  | 141 |
| 第2項 経過措置                  | 141 |
| 第3項 青森県情報公開条例の一部改正        | 142 |
| 第4項 青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置 | 143 |

## 改正条例（平成17年3月青森県条例第21号）附則

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第2項（公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分） | 144 |
|---------------------------------|-----|

## 改正条例（平成24年3月青森県条例第22号）附則

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第3項（県設立公社の保有個人情報に係る適用区分） | 145 |
|--------------------------|-----|

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### 【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体の解釈及び運用の指針となるものである。

#### 【解釈・運用】

1 「個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし」とは、個人情報の保護は、県、事業者及び県民の三者が一体となって取り組むべき施策であり、それぞれが、その立場において果たすべき役割を有していることをこの条例において明らかにすることをいう。

2 「適正な取扱い」とは、個人情報に係る個人の権利利益を違法又は不当に侵害するおそれのない取扱いをいう。

3 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項」とは、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止する観点から、実施機関及び事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項をいう。

具体的には、実施機関が保有する個人情報については、保有の制限、取得の制限、利用及び提供の制限、安全性及び正確性の確保等の個人情報保護条例の根幹をなす具体的個別施策に係る事項をいい、また、事業者が保有する個人情報については、その保護の重要性を踏まえた上での事業者の自主的対応の推進を基本とする具体的個別施策に係る事項をいう。

4 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する個人情報について、自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を求める権利及び開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するとき又は自己情報が適正に取り扱われていないと思料するときに、その訂正又は利用停止を求める権利を創設したものである。

したがって、実施機関は、この条例で定める要件を満たした自己情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対しては、第21条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則として当該保有個人情報を開示しなければならない旨及びこの条例で定める要件を満たした自己情報の訂正請求又は利用停止請求に対しては、当該請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない旨の条例上の義務を負うものである。

なお、自己情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を創設したことにより、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し請求者等が不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく救済の道が開かれるものである。

- 5 「個人の権利利益」とは、個人情報取扱いに伴って侵害されるおそれのある個人の権利利益一般をいう。これには、一般にプライバシーと呼ばれるもののほか、社会的・経済的なもの又は精神的なものなど、個人に関する広範な権利利益が含まれる。

## 第2条 定義

### 第1号〔個人情報〕

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

#### 【趣旨】

本号は、この条例の対象となる「個人情報」の範囲について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

1 「個人に関する情報」とは、

ア 氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人の基本的な情報

イ 健康状態、病歴等の個人の心身の状況に関する情報

ウ 家族状況、親族関係、生活の記録等の個人の家庭生活に関する情報

エ 職業、職歴、学歴、資格等の個人の社会生活に関する情報

オ 年収、所有不動産等の個人の資産・収入に関する情報

カ 政治理念、人生観、宗教等の個人の思想、信条等に関する情報

など、個人に関する一切の情報をいう。

2 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号（個人識別符号を除く。）等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「文書」とは、ある情報を文字又はこれに代わるべき符号（電信用符号、点字、速記用符号）を用いて、永続すべき状態で紙等の上に記載したものをいい、具体

的には、起案文書、閲覧文書、復命書、台帳、帳票類等をいう。

「図画」とは、ある情報を象形を用いて、紙等の上に表現したものをいい、具体的には、地図、図面、設計図等をいう。

「写真」とは、ある情報を印画紙に焼き付けたものをいう。

「フィルム」とは、ある情報を感光性薬品を塗布したプラスチック等に露光現像したものをいい、具体的には、ネガフィルム、マイクロフィルム、スライドフィルム、映画フィルム等をいう。

「電磁的記録」とは、ある情報を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式によって記録したものであって、内容を確認するために専用の機器を用いる必要があるものをいう。具体的には、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク等）光ディスク等に記録されたものがある。

「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」とは、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合を含む。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

3 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

本条例の対象とする個人情報とは、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。実施機関は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

4 実施機関は、保有するすべての個人情報を適正に取り扱う必要があることから、死者に関する個人情報についても、保有の制限（第7条）、取得の制限（第8条）、利用及び提供の制限（第9条）、安全性及び正確性の確保等（第11条）等の規定の対象となるものである。

## 第2条第2号〔個人識別符号〕

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

### 【趣旨】

本号は、「個人識別符号」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号、その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」とは、

ア DNAを構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発生の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

のいずれかを、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号をいう。

2 「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」とは、

ア 旅券の番号

イ 基礎年金番号

ウ 運転免許証の番号  
エ 住民票コード  
オ 個人番号  
カ 国民健康保険の被保険者証及び高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号  
キ 後期高齢者医療制度の被保険者証の番号及び保険者番号  
ク 介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号  
ケ 健康保険の被保険者証及び高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号  
コ 船員保険の被保険者証及び高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号  
サ 出入国管理及び難民認定法の旅券及び在留カードの番号  
シ 私立学校教職員共済制度の加入者証、加入者被扶養者証及び高齢受給者証の加入者番号  
ス 国家公務員共済組合の組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証及び船員組合員被保険者証の記号、番号及び保険者番号  
セ 地方公務員等共済組合の組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号  
ソ 雇用保険被保険者証の被保険者番号  
タ 特別永住者証明書の番号  
をいう。

## 第2条第3号〔実施機関〕

(3) 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）をいう。

### 【趣旨】

本号は、この条例に基づき個人情報保護制度を実施する機関の範囲を定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 県の執行機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会であるが、この条例の実施機関は、これらすべての執行機関（附属機関を含む。）、病院事業管理者、議決機関（議会）及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社である。

なお、現在、本県には公営企業として、病院事業のほか、工業用水道事業が設置されているが、工業用水道事業には管理者が置かれておらず、その権限は知事が行うこととなっているため、「知事」には、執行機関としての知事のほか、工業用水道事業の管理者の権限を行う知事も含まれる。

2 地方公務員共済組合の支部、地方公務員災害補償基金の支部、公益社団法人、公益財団法人等は、県とは別の団体であり、実施機関には含まれない。

一方、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社は、県とは別人格の法人ではある。

しかしながら、県が設立した地方独立行政法人は、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様に個人の権利利益を保護するため、県と同様の個人情報保護制度を行うようにするための措置を構すべきものである。また、県が設立した土地開発公社及び地方道路公社は、公有地の拡大の推進に関する法律及び地方道路公社法で定める設立目的、設立者（出資者）、事務（業務）の範囲や公共性、管理監督等の県の関与などから、「いわば地方公共団体の分身というべきものである」との評価がされているところであり、法律上、実質的に県の行政を県に代わって執行する主体であると明らかに認められることから、県の執行機関と同一の個人情報保護制度を適用する合理的な理由があるものである。

このため、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社を条例上の実施機関としたものである。

なお、県が設立した地方独立行政法人とは、公立大学法人青森県立保健大学及び地方独立行政法人青森県産業技術センターである。

## 第2条第4号〔事業者〕

(4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに県が設立した土地開発公社及び地方道路公社を除く。）又は事業を営む個人をいう。

### 【趣旨】

本号は、この条例の対象となる「事業者」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、宗教法人、公益社団法人、公益財団法人等）その他法人格を有するすべての団体をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等であって、法人格（権利能力）はないが、その規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき社団又は財団」をいう。  
なお、県の出資法人についても、本号の「事業者」に該当する。
- 2 「国、独立行政法人等・・・、地方公共団体、地方独立行政法人並びに県が設立した土地開発公社及び地方道路公社」については、国及び独立行政法人等においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）により保護措置が講じられていること、地方公共団体においては、その保有する個人情報の保護について自らの権限と責任において施策を講ずるよう努めるべきであること、地方独立行政法人においては、各地方公共団体の個人情報保護条例により保護措置が講じられることとなること、県が設立した土地開発公社及び地方道路公社においては、本条例により保護措置が講じられていることなどから、本号の「事業者」から除外するものである。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる物品販売業、製造業、医業等の事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

## 第2条第5号〔本人〕

(5) 本人 個人情報により識別される特定の個人をいう。

### 【趣旨】

本号は、この条例上用いる「本人」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

「本人」とは、氏名その他のあらゆる個人情報から、特定の個人と同一であると認定することができる者をいう。

## 第2条第6号〔要配慮個人情報〕

(6) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれるものをいう。

### 【趣旨】

本号は、「要配慮個人情報」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「人種」とは、身体的特徴を共有するとされている人の集団を意味し、「世系又は民族的若しくは種族的出身」を広く指称する。

「世系」とは、「祖先から代々続いている血統」であり、日系3世、在日韓国・朝鮮人のように、人種、民族からみた系統を示す用語である。

「民族」とは、「文化や出自を共有することからくる親近感を核にして歴史的に形成された、共通の帰属意識を持つ人々の集団」、「種族」とは、「同一の人種系統・言語系統・文化系統に所属すると思われる人々の、客観的分類の単位」を意味する。

国籍は法的地位であり、差別の原因となる人種には該当しない。

- 2 「信条」とは、個人の基本的な考え方を意味し、思想と信仰の両者を包含する。

宗教に関する書籍の購買情報は、信仰を推知させる情報であり、信仰それ自体の情報ではないので、信条には含まれない。

- 3 「社会的身分」とは、「人が社会において占める継続的な地位」、「主として、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位」を意味し、具体的には、嫡出でない子であること、被差別部落出身であること等である。

職業的地位、学歴等は含まれない。

- 4 「病歴」とは、病気に罹患した経歴である。

- 5 「犯罪の経歴」とは、前科（裁判で刑の言渡しを受けて、これが確定した事実）を意味する。暴力団のような反社会的集団の構成員であったり、当該団体と関係を有しているという事実のみでは、犯罪の経歴に該当しない。

- 6 「犯罪により害を被った事実」とは、一定の犯罪の被害を受けた事実を意味し、身体的被害、精神的被害、金銭的被害の別を問わない。

- 7 「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等」とは、

- ア 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害福祉法にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの
  - オ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
  - カ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
  - キ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
  - ク 本人を少年法第3条第1項に規定する非行少年又はその疑いのある者として、調査、監護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- をいう。

## 第2条第7号〔保有個人情報〕

(7) 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

### 【趣旨】

本号は、「保有個人情報」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 「実施機関の職員」とは、知事、病院事業管理者、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社の役員のほか、実施機関の指揮監督権に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含む。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

なお、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員に委任され、又は補助執行させられている事務を含む。

ただし、次のような事務は含まれない。

ア 実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等

イ 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、市町村が処理することとした事務

3 「実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや②職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ等は、これに当たらないものであり、具体的には、次のようなものを指すものである。

(1) 文書等の場合

課長又は出先機関の長等事務専決代決規程等に規定する当該事案の決定権を有する者（当該事案の決定権を有する者が不在の場合は、代決権を有する者）を

含めて行われる一定の事務処理手続（決裁、供覧、内部検討等）に付された時点以降のものであって、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されているもの。

ア 作成した文書等について

（ア）起案文書については、当該事案の決定権を有する者の指示により作成されるものであることから、回議に付された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

（イ）台帳・カード等の帳票類及び簡易又は定型的な文書等であって、当該組織において一定の事務処理手続に付されることが予定されているものは、作成され、又は必要な情報が記載された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

イ 取得した文書等について

（ア）県に到達した文書等については、一定の事務処理手続に付すこととされていることから、收受印等の押印の有無に関わりなく、県に到達した時点において、組織的に認知されたものとみなす。

（イ）他課（室）、他部局、県の他の機関又は県以外の機関との間で行われる会議、打合せ等において配布を受けた資料については、配布された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

(2) 電磁的記録の場合

基本的に(1)と同様の考え方である。

ア 職員が起案文書や資料等を作成するため、パーソナルコンピューターやワードプロセッサを用いて一時的に作成した電磁的記録については、当該職員の判断により随時、変更、消去又は廃棄等が可能であることから、その内容が組織的に認知されているとは言えないので、「行政文書」に該当しない。しかし、電磁的記録の管理に関する定めの対象となっている電磁的記録については、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されていると認められるので、「行政文書」に該当する。

イ 汎用コンピューターやパーソナルコンピューターを用いて行う業務用システムにおいて利用される電磁的記録については、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されていると認められるので、「行政文書」に該当する。

4 「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の定める文書管理規程等に基づいて、文書管理簿等に登載されるなどの一定の事務処理手続を経て、保管又は保存されているものをいう。ただし、文書管理規程等に定める一定の事務処理手続を経ていない場合であっても、事実上、共用のキャビネットや書庫等に保管又は保存されているものは、「保有しているもの」に該当する。

また、「保有しているもの」には、内部検討中のもの、回議中のもの、他課等へ合議中のもの又は他課等に一時的に貸出ししているものなども含まれる。

なお、所定の保存期間が経過したことにより廃棄すべきものであっても、事実上継続して保管・保存されているものは、「保有しているもの」に当たり、開示請求の対象となる。

5 「行政文書」とは、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第2条第2号に規定する行政文書をいうものであるが、青森県情報公開条例における行政文書の解釈・運用は下記のとおりである。

(1) 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から開示請求の対象となる保有個人情報記録されている行政文書の範囲を定めたものであり、個々の内容については、第2条第2号の解釈・運用に記載のとおりである。

(2) 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」については、書店で購入し、又は公共図書館等の施設あるいは県の広報窓口を利用することにより、一般にその内容を容易に知り得るものであることから、「行政文書」の範囲から除外したものである。

(3) 「県立図書館その他の県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」

ア 形式的には行政文書に該当するものであっても、一般の行政の事務処理上の必要性からではなく、実施機関の図書館、博物館等において、歴史的若しくは文化的観点又は学術研究の観点から、その資料的価値に着目して管理しているものについては、この制度の趣旨からして、対象とするのは必ずしも適当ではなく、それぞれの文書等を管理する趣旨に添った取扱いがなされるのが適当であるので、「行政文書」の範囲から除外したものである。

イ 「特別の管理がされているもの」とは、次の要件をすべて満たすものをいう。

(ア) 専用の場所において適切に保存されていること。

(イ) 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

(ウ) 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(エ) 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

## 第2条第8号〔個人情報電算ファイル〕

(8) 個人情報電算ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

### 【趣旨】

本号は、「個人情報電算ファイル」の範囲について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「一定の事務」とは、個人情報電算ファイルを保有する実施機関の所掌事務の一部又は全部であって、その個人情報電算ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。
- 2 「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

### 第3条（県の責務）

第3条 県は、個人情報の適正な取扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する県の一般的な責務を定めたものである。

#### 【解釈・運用】

「その他の個人情報の保護に関し必要な施策」とは、この条例に定める保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直し・改善のほか、職員の研修、県民及び事業者に対する普及・啓発等、個人情報の保護に関し必要なすべての施策をいう。

## 第4条（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

個人情報の取扱いに伴う県民等の権利利益の侵害を未然に防止し、その不安感を取り除くためには、行政だけではなく、生活に様々な関わりを持つ事業者の個人情報の保護対策を推進する必要がある。

このため、本条は、事業者がその事業活動を行うに当たって個人情報を取り扱う際の責務を明らかにしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「事業者」については、第2条第3号の解釈・運用を参照されたい。
- 2 「個人情報を取り扱うとき」とは、事業者が、事業活動を行うに当たり、個人情報の収集、利用、提供及び管理の全部又は一部の行為を行うことをいう。
- 3 「県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力する」とは、第41条から第46条までにおいて定める事業者への指導、助言等により、個別の事案に係る具体的な指導等が行われた場合に、これらに応ずることのほか、事業者全般に一般的な形で指導等が行われた場合に、その業種・業態に応じ適切な措置を講ずることなど、個人情報の保護に関する県の施策に協力すべきことを意味する。

## 第5条（県民の責務）

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、県民一人一人が、個人情報の保護の重要性について認識し、自己情報の保護に自ら努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努める責務を有することを明らかにしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「自己に関する個人情報の保護に努める」とは、自己情報の不用意な取扱いから自己の権利利益を侵害される危険を自ら招くことのないよう、自己情報の適切な管理に努めるべきことを求めたものである。
- 2 「その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」とは、他人の個人情報を不注意に取り扱うことによって、他人の権利利益を侵害することのないように心掛け、他人の個人情報の適正な取扱いに努めるべきことを求めたものである。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

#### 第6条（個人情報取扱事務の登録等）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び次条第2項に規定する利用目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) 要配慮個人情報を取り扱われるときは、その旨
- (6) 個人情報の取得先及び提供先
- (7) 個人情報電算ファイルが利用に供されるときは、その名称
- (8) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員若しくは職員であった者又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第1項第4号、第5号若しくは第7号に掲げる事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、次条第2項に規定する利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、実施機関における個人情報の取扱状況を明らかにする個人情報取扱事務登録簿の作成及び個人情報取扱事務の登録等について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関は、個人情報取扱事務について、その名称、目的、所管する組織の名称、個人情報の対象者の範囲、項目、取得先及び提供先等を明らかにす

ることによって、県民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認し、自己情報の開示の請求等が円滑に行えるようにするため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

- 3 第1項第6号は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイルが漏えいされた場合、マニュアル処理されたファイルと比較して個人の権利利益の侵害のおそれ大きいことから、他の不正行為よりも重い罰則を適用することとしており、当該罰則規定の対象を明確化するため登録簿に記載することとしたものである。
- 4 第2項は、登録簿への登録時期を規定したものであり、事務を開始しようとするときは事務の開始前に、登録済みの事務の内容を変更しようとするときは変更前に、登録簿に登録すべきことを定めたものである。
- 5 第3項は、登録簿に登録した事務を廃止したときの実施機関の登録抹消の義務を定めたものである。
- 6 第4項は、登録の対象外となる個人情報取扱事務を定めたものである。
- 7 第5項は、公安委員会及び警察本部長が行う前項第2号に規定する犯罪の予防、捜査等に関する個人情報取扱事務以外の事務についても、個人情報の項目、取得先若しくは提供先の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができることとしたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第1項

(1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、当該事務を実施するために、通常、個人情報の取得、利用、提供及び管理を伴うものをいう。

(2) 「一般の閲覧に供し」とは、登録簿を各実施機関の窓口に備え、県民等が閲覧できるようにしておくことである。

### (3) 第3号

「個人情報の対象者の範囲」とは、行政文書に記録されている個人情報の対象者であり、例えば、各種の試験に関する事務における受験者リストの「受験者」が、これに該当する。

### (4) 第4号

「個人情報の項目」とは、住所、氏名、生年月日、性別等の個人情報の内容をいう。

(5) 第8号

「その他実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、登録簿に記載事項として盛り込まれる事務の区分、提供の有無、処理形態、外部委託の有無等をいう。

2 第4項

(1) 第1号

県の職員又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員の人事、給与等に関する事項については、使用者としての県又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社と被使用者としての県の職員又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員との関係に基づく内部管理的な情報であり、登録簿に記載して一般の閲覧に供する必要性に乏しいこと、また、その存在及び利用方法も一般に当事者たるこれら職員等によく知られていることから登録の対象外としたものである。

ア 「県の職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の一般職、特別職の区分を問わず、県のすべての職員を広くいうものであるが、この中には、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定するいわゆる県費負担教職員も含まれる。

イ 「職員であった者」又は「役員若しくは職員であった者」とは、退職、失職及び免職により離職したことにより現に県の職員又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員でないものをいう。

ウ 「人事（に関する事項）」とは、資格、任免、分限、研修、履歴事項、勤務の記録、職務に関して受けた表彰、処分等をいう。

エ 「給与（に関する事項）」とは、給料、諸手当、共済費等をいう。

オ 「福利厚生（に関する事項）」とは、健康管理、職員住宅等の貸与、災害補償等をいう。

カ 「これらに準ずる事項」とは、職員の福利厚生の一環として取り扱われる当該職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報等をいう。

(2) 第2号

犯罪の予防、捜査等に関する個人情報取扱事務については、個人情報の対象者の範囲、項目等が多種多様であってあらかじめ登録することが極めて困難であり、また、登録することにより捜査の手法が類推されることが危惧されるなど極めて秘匿性の高いものであることから登録の対象外としたものである。

ア 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、登録簿に登録しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、

犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、登録簿に登録することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、登録簿に登録することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、登録簿に登録することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する個人情報については、本号ではなく、第5項の規定により登録等が判断されることになる。

### 3 第5項

「当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

### 4 第4項に規定する事務及び第5項の規定により登録簿に登録しないことができる

事務は、登録簿への記載を要しないが、それ以外の保護措置（保有の制限（第7条）、取得の制限（第8条）、利用及び提供の制限（第9条）、安全性及び正確性の確保等（第11条）等）の対象とはなる。

## 第7条（保有の制限等）

第7条 実施機関は、個人情報保有に当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が個人情報を保有する際の制限について定めたものである。
- 2 第1項は、不必要な個人情報の保有を防止し、個人情報の取扱いの適正を図ることとしたものである。
- 3 第2項は、保有することのできる個人情報の範囲の制限について定めたものである。
- 4 第3項は、利用目的を変更する場合の制限について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

「その利用の目的をできる限り特定し」とは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を実施機関の恣意的判断に委ねるものではないことに留意しなければならない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならないものである。なお、個人情報取扱事務の目的は、登録簿に記載されることにより県民等に明らかにされることとなる。

#### 2 第2項

「利用の目的の達成に必要な範囲」とは、事務の目的及び事務の根拠となる法令等の趣旨、規定等から導かれる個人情報の項目の範囲をいい、当該個人情報を保有することが事務の執行に不可欠である場合のほか、事務のより適切・円滑な執行のため、当該個人情報を保有する必要がある場合を含むものである。

#### 3 第3項

- (1) 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。
- (2) 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されとの趣旨であり、実施機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

- (3) 本項に該当する例としては、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合などがある。

## 第8条（取得の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取得するとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき取得するとき。

(2) 本人の同意を得て取得するとき。

(3) 出版、報道その他の方法により公にされたものから取得するとき。

(4) 他の実施機関から提供を受けて取得するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得したのでは当該個人情報の利用目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから取得することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

### 【趣旨】

1 本条は、実施機関の個人情報を取得するときの制限について定めたものである。

2 第1項は、実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階である取得の時点において、個人情報の取扱いの適正を図ることとしたものである。

- 3 要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見の原因となり得るものであるから、不当な差別や偏見による個人の権利利益の侵害を防止するため、取得してはならないことを原則とするとともに、例外として、これらの個人情報を取得できることを定めたものである。
- 4 第3項は、個人情報を取得するときは、本人から直接取得することを原則とするとともに、例外として、本人以外のものから取得できる場合を定めたものである。
- 5 第4項は、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的を明示しなければならないことを定めたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第1項

- (1) 「取得」とは、当該実施機関以外のものから個人情報を取得する場合をいい、当該実施機関内の他課（室）及び出先機関から取得する場合は、ここでいう「取得」には該当せず、第9条第2項の「利用」に該当することとなる。

「取得」には、個人情報が当該個人の一方的な意思により提供されることにより、実施機関として当該個人情報を取得することとなる場合も含まれるが、「収集」は、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有のもとに置くことをいう（第53条）。

また、取得の方法は、口頭、文書、磁気テープ等による取得等その取得の形態は問わない。

- (2) 「適法かつ公正な手段により取得し」とは、法令等の規範に違反しておらず、事務の性質、個人情報の利用目的等に照らし、社会通念上妥当と認められる手段により取得することをいう。

### 2 第2項

#### (1) 第1号

ア 「法令」とは、法律、政令、内閣府令、省令その他国の機関が定める命令をいい、通知等は含まれない。

イ 「法令又は条例の規定に基づき取得する場合」には、法令等の明文の規定により、取得が義務付けられている場合のほか、取得することができるとされている場合も含まれる。

例としては、次のようなものがある。

- ・ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項、第4項（所属政党等の名称等を記載した立候補の届出書）
- ・ 地方公務員法第16条（職員採用の際の欠格条項）

#### (2) 第2号

ア 本号は、主に公安委員会及び警察本部長が行う警察活動において、公共の安全と秩序の維持のために、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得しないと、これらの事務に支障

が生ずるおそれがあることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するときは、取得禁止の原則の例外とする趣旨である。

イ 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

ウ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

エ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

オ 「被疑者の逮捕」とは、犯罪捜査に当然含まれるが、重要なものであるので特に明文で定めたものである。

カ 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などをいう。

キ ここでいう「その他公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りのほか、法令等が遵守され、市民生活、社会生活が平穩に営まれるように、公共の安全と秩序の維持に支障となる行為を防止して、この維持を図るために必要な活動をいう。

ク 本号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」は、刑事法の執行を中心とする第6条第4項第2号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」よりも広い概念を示すものである。

### (3) 第3号

「利用目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないとき」には、事務の性質上当該要配慮個人情報が必要であり、当該要配慮個人情報を取得しなければ利用目的の達成が困難になると認められる場合のほか、当該要配慮個人情報が当該個人の一方的な意思により提供されることにより、実施機関として当該要配慮個人情報を取得することとなる場合も含まれる。

例としては、次のような事務において取得する場合が考えられる。

ア 各種表彰候補者の選考に関する事務

イ 県民等からの相談、陳情等に関する事務

ウ 作文コンクール等に関する事務

## 3 第3項

(1) 「本人から取得し」には、本人から提出された書類が市町村を經由して進達される場合、申請書等が使者により持参される場合、郵便等物理的に他人を介して提出される場合も含まれる。

また、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書等、本人がその内容を承知していない場合でも、本人からの取得に該当する。

## (2) 第1号

ア 本号は、個人情報の取得について法令等に規定があるときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

イ 「法令等の規定に基づき取得するとき」には、法令等の明文の規定により、取得が義務付けられている場合のほか、取得することができるとされている場合も含まれる。

### (ア) 取得が義務付けられている場合の例

a 実施機関の権限が規定され、この権限に付随して、本人以外のものが実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨、義務付けているもの

- ・ 知事の閲覧請求に基づき政府が所得税等納税関係書類を提示する場合（地方税法第72条の59）

b 本人以外のものに申請又は届出が義務付けられ、これに基づき個人情報を取得するもの

- ・ 精神科病院の管理者が医療保護入院者の退院を知事に届け出る場合（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の2）
- ・ 医師が新型インフルエンザ等感染症の患者等を都道府県知事に届け出る場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項）
- ・ 第一種製造者が高圧ガス保安統括者等の選任、解任を知事に届け出る場合（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第27条の2第5項）

c 行政機関相互の通知、報告等の義務が規定され、これに基づき個人情報の取得を行うもの

- ・ 保護観察所の長が、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者である旨を知事に報告する場合（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条）
- ・ 選挙管理委員会が、当選人へ当選証書を付与した旨を知事等に報告する場合（公職選挙法第108条第1項）

### (イ) 取得することができるとされている場合の例

- ・ 審査庁として、参考人に対し陳述させ、又は鑑定を求める場合（行政不服審査法第27条）
- ・ 福祉事務所長等が要保護者等について、官公署への調査嘱託、銀行等への報告を求める場合（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）
- ・ 知事が市町村長に対し公害に関する苦情処理の状況の報告を求める場合（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条の2）
- ・ 精神障害者又はその疑いのある者を知った者が、その者について必要な保護を知事に申請する場合（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条）

## (3) 第2号

ア 本号は、本人以外のものから、自己情報を取得することについて、本人が同意している場合は、本人からの取得に準じて考えられることから、本人取得の

原則の例外とする趣旨である。

イ 「本人の同意」は、文書であるか口頭であるかを問わないが、口頭による場合は、後日確認できるように、同意を得た日時、担当職員名等を記載した文書を残しておく必要がある。

また、実施機関が行う事務の中には、事務の性質上明らかに本人の同意があると認められる場合があり、事務の流れその他の客観的な事実から、本人の同意が明らかであると認められる場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。例えば、本人の所属団体から提出される申請書、推薦書等の中に、本人の個人情報が含まれている場合等がこれに当たる。

ウ 成年被後見人又は幼児等で意思能力を有しない者の個人情報を本人以外から取得することについて、法定代理人たる成年後見人、親権者又は未成年後見人から同意を得た場合は、本人の同意があったものとみなす。

#### (4) 第3号

ア 本号は、取得しようとする個人情報が出版、報道その他の方法により公にされている場合は、誰もが知り得る状態にあると考えられることから、本人取得の原則の例外とする趣旨である。ただし、出版、報道その他の方法により公にされたものから個人情報を取得する場合であっても、当該個人情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、情報の出所を明示しておくとともに、取得した情報を利用する際には、正確であるかどうかの確認をするなど、慎重に取り扱う必要がある。

イ 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能な書物、雑誌、機関紙、官公報、報告書等を刊行することをいう。

ウ 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。

エ 「その他の方法」とは、出版、報道に類似する情報伝達手段により、不特定多数の者に情報を伝達する行為や制度をいい、不動産登記簿の閲覧のように法令等により何人も閲覧することができる制度はもとより、公開の会議、講演等における発表、インターネットによる情報の伝達等がこれに当たる。

オ 「公にされた」とは、不特定多数の者が知り得る状態にある場合をいう。

したがって、同窓会名簿のように特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされたものとはいえない。

#### (5) 第4号

本号は、第9条第2項の規定により、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、他の実施機関に提供することを認められた個人情報について、その提供を受けるときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

#### (6) 第5号

ア 本号は、人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報を取得することが必要な場合で、本人から取得する時間的な余裕がなく、本人から取得しては、人の生命、身体又は財産の保護という目的が達成できないときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

イ 「緊急かつやむを得ない」とは、時間的余裕がなく、かつ、本人以外のものから取得することについて相当な理由があることをいい、地震、火災等の災害

や不慮の事故等で、身元や病歴、血液型等を調べなければならない場合等が、これに当たる。

(7) 第6号

ア 本号は、取得する相手が国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人であって、個人情報取扱事務を執行する上でやむを得ないときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

イ 「県以外の地方公共団体」とは、青森県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

ウ 「事務の執行上やむを得ない」かどうかについては、一般的な基準を定めることは困難であり、本項の趣旨に照らし、事務の目的ごとに各実施機関が個々に判断することとなるが、本号の適用に当たっては、恣意的判断に陥いることのないよう慎重に行う必要がある。

(8) 第7号

ア 本号は、主に公安委員会及び警察本部長が行う警察活動において、公共の安全と秩序の維持のために、個人情報を本人から取得していたのでは、これらの事務の目的を達成できないときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

イ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」とは、前項第2号の解釈と同義である。

(9) 第8号

ア 本号は、第1号から第7号までに該当しない場合であっても、利用目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他本人以外のものから取得することに相当な理由があると認められるときは、本人取得の原則の例外とする趣旨である。

イ 「個人情報の利用目的の達成に支障が生ずるおそれがある」とは、本人からの取得ができない場合、あるいは、利用目的から判断して本人から取得したのでは、その利用目的の達成に支障が生ずるおそれがある場合をいう。

ウ 「相当の理由がある」とは、事務の性質上その利用目的の達成に支障が生ずるおそれがある場合に準じて、本人以外から取得する必要性その他の理由（本人に不必要な負担を強いることになるなど）がある場合をいう。

4 第4項

(1) 「電磁的記録」を含む。」とは、一般的に「書面」には電磁的記録を含まないが、例外的に電磁的記録を含めたものである。したがって、オンラインにより個人情報を取得する場合は本項が適用される。

(2) 第2号

ア 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば、不治の病気の治療目的に必要な個人情報を本人から取得するために、その利用目的を本人に明示することにより、病名を本人に推測され、結果として病名を告知したのと同じ結果を招いて、その後の治療に支障を及ぼすおそれがある場合が考えられる。

イ 「おそれ」の有無の判断は、第一次的には実施機関が行うが、単なる抽象的

可能性の存在だけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないことに留意する必要がある。

(3) 第3号

ア 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議決機関、警察本部長及び補助機関のほか、執行機関の附属機関も含まれる。

イ 「国の機関」とは、内閣府、宮内庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる省、委員会及び庁のほか、国会、裁判所なども含まれる。

ウ 「利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、例えば、犯罪の嫌疑のある者から捜査目的で個人情報を取得する必要があるが、捜査目的であることを明示することによって、逃亡や証拠隠滅等のおそれがあるため、本人に対して捜査目的であることを明示せずに、任意の調査協力名目で個人情報を取得する必要がある場合が想定される。

(4) 第4号

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」とは、例えば、許認可等の申請書に記載された個人情報を当該許認可等申請処理にのみ利用する場合が考えられる。

## 第9条（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

4 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

### 【趣旨】

1 本条は、実施機関が個人情報を利用し、又は提供するときの制限について定めたものである。

2 第1項は、個人情報に適正に取得された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、保有個人情報の利用又は提供は、個人情報取扱事務の目的及び当該目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、実施機関に保有個人情報の目的外の利用又は提供をしてはならないことを義務付けたものである。

3 第2項は、例外として、一定の場合には、保有個人情報の目的外の利用又は提供

をすることができることを定めたものである。

4 第3項は、利用目的以外の目的のための、実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限ることを定めたものである。

5 第4項は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、個人の権利利益が侵害されることのないようにするため、実施機関に対し、必要があると認めるときは、提供先に対して保護措置を講ずるよう求めることを義務付けたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第1項

(1) 「利用」とは、実施機関が当該実施機関内部において保有個人情報を取り扱うことをいう。

例えば、知事部局において、ある事務のために保有している保有個人情報を他の事務において取り扱う場合などが該当する。

(2) 「提供」とは、実施機関が、保有個人情報を当該実施機関以外のもの（他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、民間事業者、各種団体等）に渡すことをいう。

(3) 「法令」とは、第8条第2項の解釈と同義である。

(4) 「法令等に基づく場合」には、法令等の明文の規定により、当該実施機関内での目的外の利用、又は当該実施機関以外のものへの目的外の利用が義務付けられている場合のほか、当該実施機関内での目的外の利用、又は当該実施機関以外のものへの目的外の利用をすることができるとされている場合も含まれる。

なお、目的外の利用又は提供をすることができるとされている場合には、個人の権利利益を侵害することがないかどうかを慎重に判断する必要がある。

(5) 「法令等に基づく場合」には、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条の規定による裁判所からの裁判のための必要な調査の嘱託に応じ、回答する場合

イ 民事訴訟法第223条の規定による裁判所からの文書提出命令に応じ、文書を提出する場合

ウ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条の規定による会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合

エ 地方自治法第100条第1項の規定による記録の提出請求に応じ、当該記録を提出する場合

オ 刑事訴訟法第197条第2項の規定による犯罪捜査のための必要事項の照会に応じ、回答する場合

カ 青森県情報公開条例第5条の規定による行政文書の開示の請求に応じ、当該行政文書を開示する場合

### 2 第2項

(1) 第1号

ア 本号は、保有個人情報の目的外の利用又は提供であっても、本人の同意を得て行うときは、本人の権利利益の侵害が生じないものと考えられるので、このようなときは、利用目的にかかわらず、目的外の利用又は提供をすることができるという趣旨である。

イ 「本人の同意」は、目的外の利用又は提供をする前に、その内容を具体的に明示して、得ておく必要があり、この場合において、本人が利用目的、提供先等を限定した上で同意したときは、目的外の利用又は提供をすることができる範囲は、その同意の範囲内に限られる。

また、「本人の同意」は、文書であるか口頭であるかを問わないが、口頭による場合は、後日確認できるように、同意を得た日時、担当職員名等を記載した文書を残しておく必要がある。

ウ 事務の流れその他の客観的事実から本人の同意の意思が明らかであると認められる場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。例えば、調査票、申告書等、あるいはそれらの記入要領等に、あらかじめ、個人情報の使用目的、提供先等が記載されている場合であって、本人から目的外の利用又は提供を拒否する旨の特段の意思表示がないときがこれに当たる。

エ 成年被後見人又は幼児等で意思能力を有しない者の個人情報を目的外に利用し、又は提供することについて、法定代理人たる成年後見人、親権者又は未成年後見人から同意を得た場合は、本人の同意があったものとみなす。

## (2) 第2号

ア 本号は、実施機関内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは、目的外の利用をすることができるという趣旨である。

イ 「相当な理由」の有無を第一次的に判断するのは実施機関であるが、客観的合理性が必要であり、「相当な理由」なしに利用されているときは、本人は利用停止請求権を行使できることに留意する必要がある。

## (3) 第3号

ア 本号は、他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、相当な理由のあるときは、目的外の提供をすることができるという趣旨である。

イ 「県以外の地方公共団体」とは、前条第3項第6号の解釈と同義である。

ウ 本号に該当するものとしては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 児童生徒の問題行動の防止及び健全育成を目的として、協定書等に基づき学校と警察が相互に情報提供をする場合

エ 「相当な理由」とは、前号の解釈と同義である。

## (4) 第4号

ア 本号は、第1号から第3号までに掲げた事項に該当しない場合であっても、特別な理由があると判断されるものについては、目的外の提供をすることができるという趣旨である。

イ 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 叙勲等の選考のために本人の業績に関する情報を提供する場合

- ・ 本人が人事不省になり、緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の血液型、体質、既往症歴等の情報を医者に提供したりするとき
- ウ 「特別の理由のあるとき」とは、少なくとも国の機関等に提供する場合と同程度の公益性があり、かつ、当該情報の提供を受けなければ、提供を受ける者の事務の目的を達成することが困難な場合をいう。特別な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や利用目的などを勘案して、個々に判断する必要がある。

### 3 第3項

- (1) 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（犯罪歴、病歴等）に照らして、目的外に利用されたり、漏えいしたり、実施機関内部で職務目的以外で閲覧されたりした場合に、当該個人の権利利益を侵害する程度が大きい場合をいう。
- (2) 「特定の組織」とは、当該実施機関の内部組織（部、課、室、グループ等）、出先機関、審議会等を含むものである。漏えい等が生じた場合に深刻な被害を当該個人にもたらす情報については、可能な限り細分化した単位で取り扱うべきである。

### 4 第4項

- (1) 「必要があると認めるとき」については、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、個別具体的に判断するものである。
- (2) 「その他必要な制限」とは、利用期間の制限、用途や取扱者の限定、利用後の取扱いの指示、再提供の禁止等をいう。
- (3) 「その漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失若しくはき損の防止、正確性の確保等の措置をいい、提供先の状況、提供する保有個人情報の内容に応じ、個別具体的に判断するものである。

## 第10条（情報機器の結合による提供の制限）

第10条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報通信回線を用いた情報機器等の結合により処理される場合は、大量かつ瞬時に入手、提供できるという特徴があり、行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、不可視の状態提供されるため、その取扱いの如何によっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、実施機関がこのような方法により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供することを制限したものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「公益上の必要その他相当の理由があり」とは、その方法によることが、事務の目的、内容にかんがみ、必要で、かつ、適切であることをいう。

具体的には、

- ア 通信回線を用いた情報機器の結合により保有個人情報を提供し、事務処理を行うことが住民サービスの向上になる場合
- イ その方法によらない場合には、当該事務の遂行を著しく困難にするほど経費がかかり、この方法によることが結果において住民負担の軽減になる場合
- ウ 高度の迅速性、利便性を確保することが適切であると社会通念上是認される場合

など、単に必要性の有無のみでなく、個人情報取扱事務の具体的な内容に照らして適切であるか否かも判断の要素となるものである。

- 2 「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられている」には、第9条第4項の規定による提供の相手方に求められる措置が講じられていることのほか、実施機関における措置が講じられていることも含まれる。

相手方については、個人情報の取扱いに関する規程を定めていること、情報機器等の管理について適切な措置が講じられていること、不正アクセスを防止するための適切な措置が講じられていることなどがあり、実施機関については、不正アクセスを防止するための適切な措置が講じられていること、情報機器等に障害が起こったときの安全性を確保するための適切な措置が講じられていること、データの改ざんなどを防止するための適切な措置が講じられていることなどがある。

- 3 「通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する」とは、電子計算機と電子計算機あるいは端末機等とを通信回線（光ケーブルを含む。）で結び、一方

的又は相互にデータの送受信を行うことができる状態を指す。

なお、実施機関内部又は相互において、通信回線を用いて電子計算機等を結合して個人情報を提供することは、本条による規制の対象とはならない。これは、実施機関には、取得、利用、提供及び管理の各段階における適切な取扱いが、この条例により義務付けられていることによるものである。

## 第11条（安全性及び正確性の確保等）

第11条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、利用目的を達成したこと等により保有個人情報を保有する必要性がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

### 【趣旨】

1 本条は、保有個人情報の安全性、正確性の確保及び保有個人情報が不要となったときの廃棄等を実施機関に義務付けたものである。

2 第1項及び第2項は、保有個人情報が漏えいし、滅失し、又はき損されたり、不正確、不完全のまま、保有し、又は利用されたりすることがないように、保有個人情報の安全性、正確性の確保を実施機関に義務付けたものである。

3 第3項は、個人情報取扱事務の目的の達成、変更又は消滅により保有する必要性がなくなった保有個人情報を、確実な方法により、かつ、速やかに廃棄し、又は消去することを実施機関に義務付けたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

(1) 「保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」の例としては、次のようなものが考えられる。

ア 職員の意識啓発等の管理的な保護措置

イ アクセスの制限、データの暗号化等電子計算機処理に係る技術的な保護措置

ウ 施設及び設備の整備等の物理的な保護措置

(2) 第2項とは異なり、「講じなければならない」と、義務規定になっていることに留意する必要がある。

#### 2 第2項

(1) 「利用目的の達成に必要な範囲」とは、第7条第2項の解釈と同義である。

(2) 「過去又は現在の事実と合致する」とは、利用目的を達成するために必要な範囲内において、事実と合致し、かつ、その時点における最も新しい状態をいう。

なお、利用目的によっては、①過去の一時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実のみを必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、個人情報取扱事務の目的に応じて、その必要な範囲内で、正確性を確保するための措置を講ずるものとする。

個人情報の正確性を確保するための措置としては、次のようなものが考えられる。

- ア 取得時における確認等
- イ 誤り等を発見した場合の訂正等
- ウ 記録事項の更新

(3) 「努めなければならない」と努力義務として規定したのは、保有個人情報の正確性の確保については、利用目的に応じ、どの程度の正確性を確保するか、そのためにどのような措置を講ずる必要があるかが異なることから、条例によって正確性を確保するための措置の内容を固定的、具体的に規定し、それを実施機関の義務としてすべての個人情報取扱事務について一律に適用することは、適当ではないことによる。

### 3 第3項

「廃棄し、又は消去し」とは、焼却、溶解、シュレッダーによる裁断、磁気テープ等の磁氣的消去等を行うことをいう。

不要となった保有個人情報の廃棄又は消去は、当該廃棄等に係る保有個人情報の内容、記録の形態等に応じ、適切な方法により行うものとする。

## 第12条（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員及び職員であった者に、職務上知り得た個人情報の適正な取扱いを義務付けたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第5号の解釈と同義である。
- 2 「職務上知り得た個人情報の内容」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た個人情報の内容をいい、自ら担当する職務に関する情報の内容は当然含まれるほか、担当外の事項であっても、当該職務に関連して知り得たものは含まれる。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、保有個人情報を他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは、自己の権限・事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせる場合等をいう。
- 4 「不当な目的に利用し」とは、職員が、正当な行政事務の執行を逸脱し、自己の利益のために個人情報を利用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を利用する場合等をいう。
- 5 地方公務員法第34条第1項においては、職務上知り得た秘密（一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの（昭和30年2月18日行政実例））を対象としているのに対し、本条は、秘匿性の有無にかかわらず、すべての個人情報を保護の対象としている点において、両者は異なるものである。  
また、本条は、特別職の職員に対しても適用される点でも、同法第34条第1項とは異なるものである。

## 第13条（委託に伴う措置等）

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について、その取得の方法若しくは利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 【趣旨】

本条は、個人の権利利益を保護するため、実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者に行わせる場合における実施機関の責務、受託者等の必要な措置を講ずべき義務及び受託事務従事者等の責務について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

(1) 「委託」とは、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼することをいい、次のような場合が考えられる。

ア 実施機関が保有個人情報を受託者に引き渡して、その処理を行わせる場合

イ 実施機関は保有個人情報を引き渡さないが、委託事務の性格上、受託者において、個人情報を取り扱うことが予定されている場合

ウ 委託事務の性格からは特に個人情報を取り扱うことは予定されていないが、受託者が事務の執行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得る場合

(2) 「指定管理者に行わせる」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって県が指定するものに公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に当該公の施設の管理に係る業務（以下「管理業務」という。）として個人情報取扱事務を行わせることをいう。

(3) 「その取得の方法若しくは利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じ」とは、受託者又は指定管理者を選定するに当たり必要な調査を行うことのほか、その委託又は管理業務の趣旨・目的に応じて、必要な制限又は措置の内容を委託契約書等又は協定書等において明らかに

し、受託者又は指定管理者に義務付けるなどの措置を講ずることをいう。

なお、委託又は管理業務については、取得することを委託する場合又は管理業務とする場合もあることから、第9条第4項と異なり、取得に関する措置も必要となる。

措置等の内容としては、次のようなものが考えられる。

- ア 秘密の保持
- イ 取得の制限
- ウ 適正管理
- エ 目的外利用及び提供の禁止
- オ 複写又は複製の禁止
- カ 再委託の禁止
- キ 資料等の返還等
- ク 従業者への周知
- ケ 実地調査の受入れ
- コ 事故発生時における報告
- サ その他実施機関の指示事項の遵守

具体的には、「知事が委託する個人情報取扱事務の取扱基準」（平成17年12月20日付け青総第713号総務部長通知）等又は「知事が指定管理者に行わせる個人情報取扱事務の取扱基準」（平成17年12月20日付け青総第712号総務部長通知）等に基づき、それぞれの委託又は管理業務の実態に応じて適切な契約又は協定を締結するものとする。

## 2 第3項

- (1) 「当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報の内容」とは、受託事務又は管理業務に係る従事者が、当該受託事務又は管理業務の遂行に関連して知り得た個人情報の内容をいい、自ら担当する受託事務又は管理業務に関する個人情報の内容は当然含まれるほか、担当外の事項であっても、当該受託事務又は管理業務に関連して知り得たものは含まれる。
- (2) 「みだりに他人に知らせ」とは、第12条の解釈と同義である。
- (3) 「不当な目的に利用し」とは、受託事務又は管理業務に係る従事者が、正当な事務又は管理業務の執行を逸脱し、自己の利益のために個人情報を利用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を利用する場合等をいう。

## 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

### 第14条（開示請求権）

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、自己情報の開示請求を権利として広く何人にも認めたものである。これにより、実施機関は、第21条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、自己情報を本人に開示しなければならないこととなる。

#### 【解釈・運用】

##### 1 第1項

- (1) 「何人も」とは、自然人すべてをいい、県民に限らず、他県の者や外国人も含まれる。
- (2) 「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、開示請求をすることができるのは、実施機関において保有されている自己に関する保有個人情報に限られる。したがって、配偶者や家族等が保有個人情報の本人となっている場合は、開示請求をすることができない。

##### 2 第2項

- (1) 自己情報の開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがある。  
しかし、未成年者や成年被後見人のように本人が自ら開示請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って代理請求を認めることとしたものである。
- (2) 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう（民法第4条）。
- (3) 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により、後見開始の審判を受けた者をいう。
- (4) 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいう。  
ア 未成年者の「法定代理人」は、親権者（民法第818条）、親権者がいない場合には未成年後見人（民法第839条、第840条）である。  
イ 成年被後見人の「法定代理人」は、成年後見人（民法第843条）である。

## 第15条（開示請求の手続）

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、自己情報の開示請求をしようとする場合の具体的な手続について定めたものである。
- 2 第1項は、開示請求は、権利の行使として、自己情報の開示を求めるものであり、その内容等を明確にする必要があることから、実施機関に対して、同項に定める事項を記載した書面を提出しなければならないことを定めたものである。
- 3 第2項は、開示請求は、自己情報の開示を求めるものであることから、実施機関に対して、請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類等を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。
- 4 第3項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続と、その際の開示請求者への情報の提供について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

(1) 「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された保有個人情報が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める保有個人情報の内容等により異なるが、個人情報取扱事務登録簿や行政文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成）時期、担当機関名等を適宜組み合わせる表示をする

ことになる。

- (2) 「前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には次のようなものがある。

ア 求める開示の実施の方法（閲覧、聴取及び視聴又は写しの交付の別）

イ 開示請求者の連絡先電話番号等

## 2 第2項

「本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるもの」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、開示請求者本人に係る運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等のほか、法定代理人が開示請求をする場合にあっては、法定代理人が法定代理人であることを確認することができる戸籍謄本、戸籍抄本等がある。

## 3 第3項

- (1) 開示請求は、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）上の申請に該当するので、同条例第2章（申請に対する処分）の規定が適用されるが、補正を求めるに際して、開示請求者から求めがなくても補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとしている点に本項の制定意義がある。

- (2) 「形式上の不備」とは、記載事項の不備、必要な書類が添付されていないことなど外形上明確に判断し得る場合のほか、「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含む。

- (3) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

## 第16条（開示請求に対する決定、通知等）

第16条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 前項の場合において、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示するときは、開示請求者に対する通知は、口頭ですることができる。

3 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第23条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「開示等の決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。

5 開示等の決定通知は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

7 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第5項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知をする期限

8 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（1）第5項に規定する期間内に開示等の決定通知がない場合（当該期間内に第6項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る保有個人情報

- (2) 第5項に規定する期間内に第6項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知の期限までに開示等の決定通知がないとき 開示請求に係る保有個人情報
- (3) 第5項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
- イ 前項前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示等の決定通知をすべき期間内に当該開示等の決定通知がないときにあっては、開示請求に係る保有個人情報
- ロ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知がないときにあっては、当該残りの保有個人情報

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に対する決定、通知等の具体的な手続を定めたものである。
- 2 第1項から第4項までは、開示請求があった場合の決定義務、決定の形態及び決定内容等の通知義務について定めたものである。
- 3 第5項及び第6項は、開示等の決定通知の期限及び期限内に通知できない場合の期間の延長について定めたものである。
- 4 第7項は、著しく大量な請求の場合における開示等の決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 5 第8項は、所定の期限（これが延長された場合等にあつては、延長後の期限等）を過ぎても開示等の決定通知がない場合には、開示請求者において、開示しない旨の決定があったものとして取り扱うことができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 開示請求に対する決定の形態は、次のとおりとなる。なお、これらの決定は、いずれも処分性を有していることから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく争訟の対象となるものである。
  - ア 保有個人情報の全部を開示する旨の決定
  - イ 保有個人情報の一部を開示する旨の決定
  - ウ 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（存否応答拒否をするとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）
- 2 第1項  
保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、開示する保有個人情報の利用目的も通知しなければならないことに留意する必要がある。
- 3 第2項  
第2項は、開示請求があった際、直ちに保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、その場で開示請求者に対し保有個人情報を開示することができる場合

は、あえて書面で通知する必要性が認められないことから、決定の通知を口頭ですることができることとしたものである。

#### 4 第3項

「第23条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報保有していないときを含む」とは、第23条（保有個人情報の存否に関する情報）の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合と、開示請求に係る保有個人情報が不存在である場合は、「開示をしない旨の決定」を行うことを明らかにしたものである。

#### 5 第4項

「開示することができる期日が明らかであるとき」とは、一定期間を経過することにより、不開示と判断したすべての理由が消滅することが確実であり、かつ、当該理由が消滅する期日を明らかにすることができる場合をいう。

なお、この期日の明示は、あくまでも保有個人情報を開示することができるようになる期日を参考までに示すものであり、当該期日に保有個人情報を開示する旨の決定ではないため、開示請求者は、当該期日以後に、改めて自己情報の開示請求をしなければならない。

#### 6 第5項

(1) 「開示請求があった日」とは、開示請求の宛先である実施機関の当該開示請求の受付を担当する窓口にて、開示請求書が到達した日を指す。

(2) 「開示請求があった日から15日以内」とは、(1)の日の翌日から起算して15日目が期間の末日となることをいう。この場合、末日が県の休日（青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）に当たるときは、民法第142条により、その翌日をもって期間が満了することとなる。

また、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまで（開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その旨が明らかにされた日まで）の日数は、「15日」に算入しないものである。

#### 7 第6項

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示等の決定通知をすることができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合が考えられる。

ア 一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る保有個人情報を短期間のうちに検索することが困難である場合、又は開示請求に係る保有個人情報の内容が複雑であるために内容確認に相当の日数を要する場合であって、期限までに通知することが困難である場合

イ 開示請求のあった保有個人情報に、第三者に関する情報でもあり、当該第三者の意見を聴く必要がある場合であって、期限までに通知することが困難であ

る場合

ウ 開示請求のあった保有個人情報、複数の課等に関連する事務に関する情報であって、当該関連課等の意見を徴するのに相当の日数を要し、期限までに通知することが困難である場合

エ 天災等の発生による緊急を要する業務の処理又は予測し難い突発的な業務の増大のために、期限までに通知することが困難である場合

オ 年末年始等公務を行わない日を含む場合その他の合理的な理由により、期限までに通知することが困難である場合

(2) 「開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる」とは、延長できる最大の期間が45日ということである。なお、延長する期間については、開示決定等をするために必要な合理的な期間としなければならないものである。

また、延長できる最大の期間が45日であるので、同期間内での再延長は可能であるが、いたずらに延長を繰り返すことがあってはならないものである。

(3) 期間延長を行う場合には、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を「遅滞なく」通知しなければならないものであり、前項に定める期間（15日）内に何らかの通知がない場合には、第8項の規定により、開示請求者は、保有個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができることに留意しなければならない。

## 8 第7項

(1) 「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1件の開示請求に係る保有個人情報の量が著しく大量であることにより、これらを45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで開示請求を処理する組織の通常の事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。

なお、「著しく大量である」かどうかについては、一律に定義するのは困難であり、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の物理的な量、情報量のほか、開示請求を処理する組織の事務処理体制等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに判断していくこととなる。

(2) 「相当の部分」とは、45日以内に開示等の決定通知をすることができる分量を意味し、「相当の期間」とは、開示請求を処理する組織の通常の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの保有個人情報について開示等の決定通知をすることができる期間をいう。いずれも、開示請求を処理する組織の実態に応じて、個々に判断されるものである。なお、「相当の期間」については、残りの保有個人情報について開示決定等をするために必要な合理的な期間としなければならないものであり、恣意的なものであってはならない。

(3) 「第5項に規定する期間内に……通知しなければならない」とは、本項の規定を適用するかどうかの判断は、第5項に定める期間（15日）内に行うことが可能であることから、当該期間内に、本項を適用する旨及びその理由並びに残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知をする期限を開示請求者に書面で通知しなければならないこととしたものである。

- (4) 本項と前項は、必ずしも排他的に適用されるわけではないが、いずれの場合にも15日以内に通知する必要がある、開示請求者に混乱を生じさせないためにも、いずれの規定を適用するかを適切に判断しなければならない。
- (5) 本項により「相当の部分」について開示等の決定通知をした後も、第2号の期限までに、残りの保有個人情報について開示等の決定通知をしなければならないことに十分留意する必要がある。

## 9 第8項

- (1) 「開示等の決定通知がない場合（とき）」とは、開示請求者に通知期限までに開示等の決定通知が到達しないことをいう。
- (2) 開示請求者は、本項の規定により保有個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなして、審査請求又は行政事件訴訟の手續をとることができる。
- (3) 時機を失した保有個人情報の開示は、往々にして開示請求者にとって意味のないものになることから、実施機関は、開示等の決定通知の期限を遵守する必要がある。

## 第17条（事案の移送）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項又は第3項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示請求事案の移送についての要件、手続、効果について定めたものである。
- 2 開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関により提供されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が適切かつ迅速な処理に資するので、このような事案に関しては、当該他の実施機関に移送することができることとしたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

- (1) 「他の実施機関において前条第1項又は第3項の決定をすることにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合であって、当該他の実施機関の方が開示決定等を適切に行うことができると認められるときなどをいう。
- (2) 「協議の上」とは、開示請求を受けた実施機関と移送先として予定されている実施機関との間で協議が整った場合をいう。したがって、協議が整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。

#### 2 第2項

- (1) 移送を受けた実施機関が開示決定等を行う場合、決定通知の期限は、移送をした実施機関において開示請求書を受け付けた日から進行することに注意しなければならない。
- (2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす」とは、移送を受けた実施機関が、当該移送事案の処理権限を有する

旨を明らかにする趣旨である。

### 3 第3項

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。」とは、事案が移送されても、開示請求に係る保有個人情報の原本は、移送をした実施機関に存在することもあり得、開示に当たっては移送をした実施機関の協力が必要となることから、そのような場合の移送をした実施機関の協力義務を明確にしたものである。

## 第18条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第18条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。第21条第1項第3号から第5号まで及び同条第3項において同じ。）以外の者（以下この条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- （1）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第1項第4号ロ、同項第5号ただし書又は同項第9号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- （2）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に係る保有個人情報第三者に関する情報である場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示前の第三者の争訟の機会の確保について定めたものである。
- 2 開示請求に係る保有個人情報第三者に関する情報である場合であっても、当該保有個人情報の開示決定等は、実施機関の判断において行うものであるが、実施機関が、この判断を常に的確に行うことは非常に難しく、実施機関が当該第三者の意見を聴取することにより、よりの確な判断が可能となる。
- このため、第1項では、第三者に対して意見書提出の機会を付与することとしたものである。
- 3 不開示情報が記録されている保有個人情報については、原則として不開示となる

ものであるが、公益上の理由による義務的開示（第21条第1項第4号ロ、第5号ただし書又は第9号ただし書）や公益上の理由による裁量的開示（第22条）の規定により、第三者に関する情報が開示される場合がある。このような場合には、自らの権利利益を侵害されることとなる第三者から事前に意見聴取することは、適正な手続を経るという観点からして妥当とされるところである。

このため、第2項では、公益上の理由による開示を行おうとする際に、情報が開示されることとなる第三者に対して意見書の提出の機会を与えることを実施機関に義務付けたものである。

- 4 第3項は、開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときは、第三者に争訟等の機会を付与する必要があることから、開示決定から開示の実施までに一定の期間を置くこととしたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第1項

- (1) 本項による意見書提出の機会の付与は、第三者の意見を開示決定等を行う際の参考とすることにより、当該保有個人情報に関する性質、当該保有個人情報を開示することによる影響等についての判断に誤りがないようにするために行うものであり、第三者に意見書の提出を求めることを実施機関に義務付けるものではない。また、実施機関の行う開示決定等が第三者の意見に拘束されるものでもない。
- (2) 本項では、意見聴取の対象から、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除いているが、これらについての事前の意見聴取の必要性を否定しているわけではないので、必要に応じて、これらの者から意見聴取することは可能である。また、県の機関同士の場合でも意見聴取が必要となる場合があると考えられる。
- (3) 「その他実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、意見書の提出期限及び提出先等がある。
- (4) 「通知」は、必ずしも書面に限られるわけではなく、必要に応じて、口頭（面接、電話）により行うこともできる。

### 2 第2項

- (1) 本項による意見書提出の機会の付与は、第三者に不利益を与えることとなっても、なお、優越する公益を確保するために開示を行う必要があると認める場合に行うものであることから、実施機関は義務としてこれを行わなければならないこととし、通知の方法も書面に限定したものである。ただし、実施機関が行う開示決定等が第三者の意見に拘束されるものでないことは、前項と同様である。
- (2) 「その他実施機関が定める事項」とは、前項の解釈と同義である。
- (3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」としたのは、第三者の所在が判明しない場合に、意見聴取することができず、開示請求に係る処理が停滞してしまうのは適当ではないので、このような場合には、本項による意見聴取の義務が免除されることを明確にしたものである。

なお、実施機関は、第三者の所在を明らかにするための合理的努力をする必要

があり、少なくとも、商業登記の登記簿等、公になっている記録については調査する必要がある。

- (4) 第三者の所在が判明している限り、第三者が多数にのぼるということだけでは、本項による意見聴取義務は免除されないことに留意する必要がある。

### 3 第3項

- (1) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」としたのは、この期間内に開示決定に不服を持つ第三者が、審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することを可能とするためである。
- (2) 「開示決定後直ちに……通知しなければならない」とは、第三者に対する通知が遅滞した場合には、第三者の争訟の機会を実質的に失わせるおそれがあることから、即時に通知しなければならないことを明確にしたものである。
- (3) 本項における通知の相手方を、反対意見書を提出した者に限定したのは、開示に反対の意思表示をしない者に対しては、争訟の機会を保障する必要がないからである。

## 第19条（開示の実施）

第19条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複製した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付

(2) フィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されているフィルムの視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムに記録されている保有個人情報については、当該文書、図画、写真若しくはフィルムの写し又はこれらを複製した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初が開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

4 第15条第2項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示の方法について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

(1) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示方法は、開示請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要であるが、開示機器の普及状況を考慮する必要があるほか、部分開示への対応、電子データの保護等検討すべき課題もまた多いことから、電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法は、電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法によることとしたものである。

なお、「実施機関が定める方法」は、各実施機関が規則等で定めるものである。

(2) 文書、図画、写真及びフィルムに記録された保有個人情報の開示は、原則としてこれらの媒体の原本で行うものであるが、相当の理由がある場合には、複製した物により行うことができる。

(3) 「汚損され、又は破損されるおそれがあるとき」とは、同一の文書等に記録さ

れた保有個人情報に対する開示請求が頻繁にあること又はその形状から、開示することによりその文書等が汚損され、又は破損されるおそれがある場合をいう。

(4) 「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

ア 日常業務に常時使用されている台帳等で、これを開示するために開示場所に移動することにより日常業務に支障が生ずる場合

イ 他の行政文書とともに一つの簿冊に製本されており、取外しが困難な場合

ウ その他行政文書の管理上又は事務処理上、行政文書の写しをもって原本の開示に代えることについて相当の理由がある場合

## 2 第3項

(1) 保有個人情報の開示を受ける者の中には、写しの交付を受けるかどうかは閲覧後に決定したいとの意向を持つ者や、一部について写しの交付を受けた後に残りの部分について写しの交付を受けるかどうかを判断したいとの意向を持つ者等もあることから、これらの者の利便を図るため、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更に同一の保有個人情報について開示を受ける旨を申し出ることができることとしたものである。

(2) 更なる開示の申出の手続については、各実施機関が規則等で定めるものである。

## 第20条（口頭による開示請求等）

- 第20条 保有個人情報のうち、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報として実施機関が定める保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第16条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、直ちに当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、前項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

### 【趣旨】

- 1 本条は、書面の提出によらない口頭による開示請求について定めたものである。
- 2 第1項は、保有個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、実務上即時に開示することが可能で、多くの開示請求が見込まれるものについては、開示請求者の負担軽減を図るとともに事務の効率的な運用を図るため、第15条第1項の規定によらず、口頭による開示請求ができることを定めたものである。
- 3 第2項は、口頭による開示請求ができる保有個人情報について、開示請求がなされた場合には、実施機関は、あらかじめ定めた方法により直ちに開示することを定めたものである。
- 4 第3項は、口頭により開示請求をしようする者は、通常 of 書面による開示請求と同様に、実施機関に対して、請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類等を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 第1項
  - (1) 「直ちに開示することができる保有個人情報として実施機関が定める保有個人情報」は、次の要件を満たす保有個人情報の中から定めるものとする。
    - ア 定型的情報で、開示するかどうかの判断を、あらかじめ一律に行っておくことが可能なもの
    - イ 実務上、即時の開示に対応することが可能なもの
    - ウ 当該保有個人情報の開示に対する需要が高いものなお、直ちに開示することができる保有個人情報を定めたときは、各実施機関の規則等の定めるところにより、その旨を告示することとなる。
  - (2) 「口頭により」とは、書面の提出によらず、口頭で開示請求を行うことができることをいう。なお、本項に基づいて口頭により開示請求を行うことができる場合であっても、第15条第1項に定める手続（書面提出）により開示請求をするこ

とを妨げない。

## 2 第2項

「別に定める方法」については、各実施機関において、規則等により定めるものとする。

## 第21条第1項（開示義務）

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

### 【趣旨】

本項は、自己情報の開示請求に対する実施機関の保有個人情報を開示する義務及び例外的に保有個人情報を不開示とする場合の不開示情報の範囲を定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 本条は、開示請求があった場合は、不開示情報が記録されている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならないという実施機関の開示義務を明確に定めたものである。

つまり、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を裁量によって開示しないという対応をとることはできず、不開示情報が記録されている場合以外は、必ず開示しなければならないものである。

- 2 不開示情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、自己情報の開示を請求しようとする者に自己情報開示請求権を保障することと、開示請求に係る保有個人情報が第三者に関する情報である場合の当該第三者の権利利益を保護し、及び円滑な行政運営の推進等の公益を確保していくこととの調和を図ることにある。

このような考え方により、本項各号に掲げる不開示情報については、原則開示という本条例の基本理念にのっとり、開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の保有個人情報を可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。

- 3 本項各号に該当する保有個人情報については、常にその全部が不開示となるわけではなく、部分開示となる場合（第2項）や、一定期間の経過後であれば開示することが可能である場合（第16条第4項）もあり得ることに注意する必要がある。

- 4 本項と地方公務員法第34条第1項の守秘義務との関係

本項の不開示情報は、原則開示の例外として不開示とすべき保有個人情報を類型化したものであるのに対し、地方公務員法上の守秘義務は、職員の服務規律の維持、さらには、特定の情報を開示しないことによる公共の福祉の維持を直接の法益として同法によって課されるものであって、両者はその趣旨及び目的を異にする。

しかし、本項各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、この条例を適正に運用し、本項各号のいずれにも該当しないとして保有個人情報の開示をする場合は、守秘義務の対象とはならないものである。

## 第21条第1項第1号〔法令秘情報〕

|                                 |
|---------------------------------|
| (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報 |
|---------------------------------|

### 【趣旨】

本号は、法令又は他の条例の規定により開示が禁止されている保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる（地方自治法第14条第1項）ことから、法令の規定により開示することができないとされている保有個人情報については、本条例においても不開示としなければならないものであるが、それにもかかわらず本号を設けるのは、開示できない保有個人情報をすべて列挙して一覧性を持たせ、県民にとって分かりやすい条例とするためである（確認的規定）。

また、他の条例において特別の理由により不開示と定めている保有個人情報は、その条例が一般法としての本条例に優先することから、本条例においても不開示とするものである。

2 「法令」とは、第8条第2項の解釈と同義である。

3 「開示することができない情報」とは、法令又は他の条例の明文の規定により開示することができないと定められている保有個人情報をいい、当該法令又は他の条例の規定が本人以外の第三者に対する開示禁止の場合は、本号に該当しないものである。

## 第21条第1項第2号〔不開示指示情報〕

(2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報

### 【趣旨】

本号は、国の機関からの不開示の指示のある保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、国の機関から、法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示をいう。法律又はこれに基づく政令に根拠を有する以上、当該指示に対しては、従わざるを得ないものである。
- 2 「国の機関」とは、第8条第4項第2号の解釈と同義である。
- 3 「指示」とは、文書によりなされるもので、公にしてはならない旨が明記されているものをいい、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。

## 第21条第1項第3号〔開示請求者本人に関する情報〕

### (3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

#### 【趣旨】

本号は、開示することによって開示請求者本人の生命、健康等を害するおそれがあると認められる保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、例えば、不治の病気に関する情報であって、本人がそれを知ることにより、精神的に大きな打撃を受け、健康が悪化するおそれがあるような場合をいう。

なお、最近では、インフォームドコンセントの考え方から、相当程度の病状等を開示することが考えられることから、運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

- 2 未成年者等の法定代理人が開示請求をする場合には、当該未成年者等を開示請求者とし、例えば親が子を虐待している場合に、子が児童相談所に相談に行って、その情報を親が開示請求したような場合には、当該保有個人情報を開示することによって、当該子の権利利益を侵害するおそれがあることから、当該保有個人情報については不開示とするものである。

## 第21条第1項第4号〔開示請求者以外の個人情報〕

- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 【趣旨】

- 1 本号は、開示請求に係る保有個人情報、開示請求者以外の個人に関する情報である場合における当該開示請求者以外の個人に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。  
なお、開示請求者以外の個人に関する情報のうち、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるものについては、社会との関わり方において、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様な性格を有する面があることから、別途、第5号の法人等情報の問題としたものである。
- 2 プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきである。  
しかし、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難である。  
このため、「開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とすることとしたものである。

り、さらに、たとえ開示請求者以外の特定の個人が識別されない情報であっても、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とすることとしたものである。

- 3 たゞし、このような情報であっても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び開示請求者以外の個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとしたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等（本文）
  - (1) 「開示請求者以外の個人」には、法定代理人による開示請求の場合における保有個人情報の本人も含まれる。
  - (2) 「個人に関する情報」とは、第2条第1号の解釈と同義である。
  - (3) 「事業を営む個人」とは、第2条第3号の解釈と同義である。
  - (4) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、第2条第1号の解釈と同義である。
  - (5) 「個人識別符号が含まれるもの」とは、個人識別符号が含まれる情報は、それ単独で個人情報として位置付けられるため、個人識別符号が含まれる情報については、他の情報との照合を要することなく不開示情報とするものである。
  - (6) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、開示請求者以外の特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、不開示情報として規定したものである。

## 2 たゞし書イ

- (1) 「法令若しくは他の条例の規定により」

「法令若しくは他の条例の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

本規定に該当する情報には、不動産登記簿に記載されている不動産所有者の情報、商業登記簿に記載されている法人の役員に関する情報等がある。

- (2) 「慣行として」

事実上の慣習として本人が知ることができる情報のほか、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されて

いることで足りる。

本規定に該当する情報には、本人の親族に関する情報（開示請求者の子どもの氏名、年齢等）、職員録に記載されている職員情報等がある。

### 3 ただし書ロ

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該保有個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第22条）により図られる。

### 4 ただし書ハ

#### (1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、個人ごとに不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

「国家公務員」とは、国の職員のほか、国务大臣、国会議員、裁判官等を含む。

「行政執行法人の役員及び職員」が国家公務員から除かれているのは、これらは、「独立行政法人等の役員及び職員」に含まれるからである。

「地方公務員」とは地方公共団体の職員のほか、知事、市町村長、副知事、副市町村長、地方議会議員、委員会（審議会等を含む。）の構成員等を含む。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

#### (2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

- (3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、行政の説明責務が全うされるようにする観点から、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、警察職員の氏名を除き当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

- (4) これに該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

ア 起案文書に記載されている起案者等の職、氏名及び印影等

イ 旅行命令簿や復命書に記載されている公務員等の職、氏名及び復命内容

ウ 懇談会の県側出席者の職、氏名

- (5) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる警察職員の氏名の取扱い

警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名については、公にした場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるため、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令又は他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、ただし書イが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合などには、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。

## 第21条第1項第5号〔法人等情報〕

(5) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

### 【趣旨】

- 1 本号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動は、十分に保障されなければならない。このため、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、不開示とすることとしたものである。
- 3 ただし、このような情報であっても、公益上の観点から、開示することの利益が、不開示とする利益に優越するものについては、例外的に開示することとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」

株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人等の範囲から除外し、これらに係る情報については、いわゆる行政情報として、第6号から第8号まで（公共安全等情報、審議検討等情報、事務事業情報）において判断するものである。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- 2 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」
  - (1) 「事業を営む個人」とは、第2条第3号の解釈と同義である。
  - (2) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、法人等又は事業を営む個人の事業活動に関する一切の情報（事業内容、事業用資産、事業

所得等に関する情報）をいう。

なお、事業を営む個人の事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、家族状況等に関する情報）は、第4号の開示請求者以外の個人情報で判断する。

3 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

4 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」には、法令等に基づいて取得した情報だけでなく、法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報も含まれる。なお、任意に提供された情報が不開示条件付きのものであるときは、第9号（任意提供情報）の該当性についての検討も必要となる。

5 本号に該当すると考えられる保有個人情報の例としては、次のようなものがある。

ア 訴訟関係資料に記載された保有個人情報

イ 労働争議関係資料に記載された保有個人情報

ウ 消費生活相談記録

6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

(1) 法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、危害の拡大防止、再発防止又は未然防止を図

るため、事業情報を開示することが必要となる場合がある。

このため、本号ただし書では、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

- (2) 本号のただし書は、第4号ロと同様に、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わないものである。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

## 第21条第1項第6号〔公共安全等情報〕

(6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### 【趣旨】

本号は、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 犯罪の予防、捜査等に関する個人情報には、開示することにより、犯罪の予防や捜査活動を困難にするほか、犯罪の情報提供者や参考人等の生命、身体にも危険を及ぼすおそれがあるものがある。

これらの個人情報は、いわゆる警察・公安に関する情報であり、公安委員会が保有するものが多いが、公安委員会以外の県の機関にも、次のような保有個人情報がある。

- (1) 個別法において特定の犯罪についてのみ司法警察職員としての職務を行うことができる麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条）、漁業監督吏員（漁業法（昭和24年法律第267号）第128条）等の職員が職務上作成・取得した保有個人情報
- (2) 犯罪捜査と関連のある捜査関係事項照会・回答文書（刑事訴訟法第197条）、犯罪の告発に関する保有個人情報（同法第239条）
- (3) 犯罪の予防、捜査等に直接関連するものではないが、開示されると犯罪を誘発し、あるいは容易にするおそれがある保有個人情報（火薬庫設置許可申請書等）

- 2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」とは、第6条第4項第2号の解釈と同義である。

- 3 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

- 4 本号に該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

- (1) 犯罪の捜査等の事実等に関する保有個人情報
- (2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する保有個人情報

- (3) 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがある保有個人情報
- (4) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがある保有個人情報
- (5) 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある保有個人情報

## 第21条第1項第7号〔審議検討等情報〕

(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 【趣旨】

1 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

2 県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれる。

しかし、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがある。これは、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の場合についても、同様である。

このため、本号では、このような情報に該当する保有個人情報を不開示とすることとしたものである。

### 【解釈・運用】

1 「県の機関」及び「国の機関」とは、第8条第4項第3号の解釈と、また、「県以外の地方公共団体」第8条第3項第6号の解釈と同義である。

2 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間」とは、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社のそれぞれの機関の内部のほか、県の機関の相互間、県の機関と国の機関との相互間、国の機関と県以外の地方公共団体の機関との相互間などを指す。

3 「審議、検討又は協議」には、審議、検討又は協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、企画、打合せ、相談、照会、回答等が含まれる。

4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「不当に利益を与え若しく

は不利益を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断は、それぞれに「不当」との文言を付していることから明らかなとおり、開示することの利益と不開示とすることの利益を比較衡量して行わなければならないものであり、開示することの利益をしんしゃくしても、なお、開示のもたらす支障が重大な場合で、不開示とすることに合理性が認められる場合に、初めて、不開示となるものである。

5 合議制機関の規程又は議決により会議の非公開を定めている場合であっても、そのことをもって当然に、当該合議制機関の会議に係る審議資料、会議録等が不開示となるものではない。当該合議制機関の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、本号の要件に該当するか否かを判断しなければならない。

6 本号に該当すると考えられる保有個人情報の例としては、次のようなものがある。

ア 各種表彰候補者の選考に関する検討資料や選考調書に記載された保有個人情報

イ 生活保護の決定に係るケース診断会議録に記載された保有個人情報

## 第21条第1項第8号〔事務事業情報〕

(8) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

1 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報に該当する保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

2 県の機関が実施する事務又は事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものなどがある。また、これは、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が実施する事務又は事業に関する情報についても、同様である。

このため、本号では、このような情報に該当する保有個人情報を、不開示とすることとしたものである。

### 【解釈・運用】

1 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

る情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

2 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

3 「県の機関」及び「国の機関」とは、第8条第4項第3号の解釈と、また、「県以外の地方公共団体」第8条第3項第6号の解釈と同義である。

4 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

5 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

6 イについて

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

(4) 「試験」とは、人の知識、能力、物の性能等を試すことをいう。

(5) 「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国

又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。

- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

前記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、監査等の対象となる者等による法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の監査等の対象となる者等に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

## 7 ロについて

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

## 8 ハについて

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情

報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

## 9 ニについて

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

## 10 ホについて

県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第5号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は第5号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

## 第21条第1項第9号〔任意提供情報〕

(9) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

### 【趣旨】

- 1 本号は、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に実施機関に提供した情報に該当する保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 個人及び法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特別の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、又は開示しないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報が実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関がこれを保有することとなった場合に、実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても開示するのは合理的でない。

このため、本号では、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に実施機関に提供した情報であって、開示しないという条件を付することに一定の合理性が認められるものについては、開示しないこととしたものである。よって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというわけではない。

### 【解釈・運用】

- 1 「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社が含まれないことに留意しなければならない。
- 2 「実施機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供した情報」とは、実施機関が、事務又は事業を実施する上で必要であるため、法的権限の行使によらずに、個人又は法人等に情報の提供を要請し、個人又は法人等が開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。つまり、実施機関において、当該情報の提供を求める法的権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報、あるいは、実施機関からの要請がないにもかかわらず、個人又は法人等が自発的に提供した情報については本号が適用されない。ただし、個人又は法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、個人又は法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

3 「開示しない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「開示しないとの条件」とは、単に情報提供者から、そのような要請があったことだけでは足りず、その要請を実施機関が了解したものでなければならない。

4 「当該個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等ではなく当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該個人又は法人等が開示しないことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、客観的に見て、当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種において、開示しない慣行が存在するかどうかを判断しなければならないものである。

5 「当時の状況等に照らして」とは、開示しないとの条件を付することの合理性の判断は、当該条件が付された時点における諸事情を基本として行うが、場合によっては、その後の事情の変更を勘案して判断する場合もあることを意味している。

6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」とは、第4号ロ及び第5号ただし書の解釈と同義である。

## 第21条第2項、第3項〔部分開示〕

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 3 開示請求に係る保有個人情報に第1項第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 【趣旨】

- 1 本条第2項は、開示請求に係る保有個人情報の一部が不開示情報に該当する場合であっても、原則開示の趣旨から、当該保有個人情報の全体について不開示とするのではなく、不開示情報に該当する部分を除き、当該保有個人情報のその他の部分については、開示しなければならない旨を定めたものである。
- 2 第3項は、開示請求者以外の個人に関する情報のうち個人識別性を理由とするものについては、当該個人識別性のある部分を除いて開示することが可能な場合があることから、そのような場合には、当該個人識別性のある部分を除いた部分を開示することを明確にしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（第2項）
  - (1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

1件の保有個人情報に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

開示請求は、保有個人情報単位に行われるものであるため、第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。
  - (2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 「容易に区分して除くことができるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を容易に区分でき、かつ、当該部分を容易に除くことができる場合を指す。

したがって、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分できない場合や、容易に区分できる場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができないとき（電磁的記録の中には、このよ

うに区分することが容易でも、除くことが技術的に困難なものがあり得る。)は、部分開示する義務は生じず、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定を行うこととなる。

「容易に」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分し、不開示情報が記録されている部分を除く場合に、行政文書を汚損し、又は破損することなく、かつ、過度な費用を要しないことをいう。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報 that 文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

### (3) 「容易に区分して除くことができるとき」

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

## 2 個人識別性の除去による部分開示（第3項）

(1) 第2項は、開示請求に係る保有個人情報 that 不開示情報と不開示情報ではない情報とで構成されている場合における部分開示を規定しているのに対し、本項は、「開示請求者以外の個人情報」という一つの不開示情報の中において、さらに部分開示を行うものである。

(2) 「開示請求に係る保有個人情報に第1項第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

ア 第2項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体である。

このため、本項は、第2項の規定だけでは、個人識別情報については全体と

して不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、第2項の規定を適用し部分開示とすることとしたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第1項第4号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(3) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もある。

例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに関し、部分開示の規定を適用することとしている。

(4) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第1項第4号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第2項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第2項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

## 第22条（裁量的開示）

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（前条第1項第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

### 【趣旨】

- 1 本条は、不開示情報について、実施機関の高度な行政的判断により、開示請求者に裁量的開示を行うことができることを定めたものである。
- 2 前条第1項各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が不開示とするものの利益に優越すると認められる場合があることを否定できない。  
このため、本条では、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「前条第1項第1号又は第2号に該当する情報を除く」とは、第1号（法令秘情報）及び第2号（不開示指示情報）に該当する情報については、裁量的開示を行い得る余地がないことから、確認的に規定したものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する個人の権利利益を保護する理由があると認められる場合をいう。なお、個人の権利利益の保護の必要性については、個々の事案ごとに異なり得ることから、事案に応じて判断することとなる。
- 3 本条にいう裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる個人の権利利益の保護とを比較衡量することとなるが、開示請求者以外の個人に関する情報の場合は、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならない。
- 4 本条の適用については、高度な行政的判断を必要とすることから、決裁に当たっては、このような判断が可能な者をもってこれに当てる等の配慮が必要となる。

## 第23条（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関が保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、保有個人情報の全部若しくは一部の開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第16条参照）。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、保有個人情報の存在が前提となっている。  
しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第21条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」  
開示請求に係る保有個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」  
保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、青森県行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。  
また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

3 本条が適用されるのは、仮に開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、必ず不開示情報に該当して不開示となるときであり、不開示とならないときは、本条は適用されないものである。

また、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されることのないようにしなければならない。

## 第24条（費用負担）

第24条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示を受ける場合の費用の負担について定めたものである。

### 【解釈・運用】

「実施機関が定める額」については、各実施機関が事務取扱要綱等において定める。

## 第25条（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、法令又は他の条例（青森県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に第19条第1項各号及び第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、第19条第1項本文及び第20条第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第19条第1項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

### 【趣旨】

- 1 本条は、法令又は他の条例に保有個人情報の開示が定められている場合の本条例との調整について定めたものである。
- 2 法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し、この条例に定める方法と同一の方法で開示請求に係る保有個人情報の開示を行うこととされているときは、当該法令等の定める手続によることとし、この条例に基づく同一方法による保有個人情報の開示を行わないこととしたものである。

### 【解釈・運用】

#### 第1項

- (1) 「法令」とは、第8条第2項の解釈と同義である。
- (2) 「（青森県情報公開条例を除く。）」とは、自己情報については、本条例及び青森県情報公開条例のどちらによっても開示請求をすることができることとしたものである。

ただし、青森県情報公開条例においては、開示請求者が当該情報の本人であるかどうかに関係なく開示・不開示の判断を行うものであるため、たとえ自己情報であっても、同条例第7条第3号ただし書又は第9条に該当して例外的に開示される場合を除いて、個人情報は不開示となる。

したがって、自己情報を知りたい場合には、本条例による開示請求をすることが望ましいので、その旨を請求しようとする者に説明する必要がある。

- (3) 「開示請求者に対し・・・第19条第1項各号及び第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」とは、法令又は他の条例に「開示請求者に対し」開示する旨が規定されている場合であつて、第19条第1項各号及び第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合をいう。

したがって、法令又は他の条例において利害関係人に開示請求権が与えられており、本条例に基づく開示請求人がその利害関係人に含まれる場合のみならず、何人にも開示請求権が与えられているため、本条例に基づく開示請求者も当該他の法令等に基づく開示請求が可能な場合も含むものである。

具体的な例としては、次のようなものがある。

- ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定による建築計画概要書の閲覧
- ウ 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第15条の3の規定による公害審査会の事件の記録の閲覧
- エ 行政不服審査法第38条第1項の規定により審理員又は審査庁に提出された書類その他の物件の閲覧
- オ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条の規定による宅地建物取引業者の名簿等の閲覧
- カ 青森県行政手続条例第24条第4項の規定による当事者又は参加人の聴聞調書及び報告書の閲覧

- (4) 「開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る」とは、法令又は他の条例の規定による開示の期間が一定期間に限定されているときは、当該期間内に限り、本項による調整が働くという意味である。

したがって、当該限定された期間の前後の期間については、本条例が適用されることになる。

- (5) 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、法令又は他の条例に、一定の条件に合致するときは開示を拒否し得る旨が規定されている場合をいい、例えば、河川法第12条第4項（「河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。」）がこれに当たる。このような場合には、本項による調整は行われず、本条例が並行して適用されることとなる。

## 第26条（訂正請求権）

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（第19条第1項若しくは第20条第2項又は前条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたものに限る。第32条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

### 【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が保有する保有個人情報の訂正請求について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関から開示を受けた自己情報が事実でないと思料するときは、その訂正請求をすることができる権利を明らかにしたものである。
- 3 第2項は、開示請求の場合と同様に、代理による訂正請求ができる者を、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限ることとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 第1項
  - (1) 「第19条第1項若しくは第20条第2項又は前条第1項に規定する法令又は他の条例の規定により開示を受けたものに限る」とは、訂正請求の対象となる保有個人情報は、第19条第1項若しくは第20条第2項又は前条第1項に規定する法令又は他の条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に限られるという趣旨である。

したがって、これらの規定による保有個人情報の開示によらないで、自己に係る保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、それだけでは本条の規定による訂正請求をすることはできず、改めてこれらの規定による開示を受けることが必要となる。

なお、法定代理人が開示を受けた保有個人情報の訂正請求は、当該保有個人情報の本人も行うことができるものである。
  - (2) 「事実でないと思料する」とは、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、数量、面積等の客観的な正誤の判定になじむ事項が正確でない場合をいう。

したがって、個人に対する評価、判断等が適当でない、不当であるというときは、本項の「事実でないと思料する」場合には該当しないものである。

また、「事実でない」とは、当該個人情報取扱事務の目的や内容、当該保有個人情報の性質や内容等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されて

いる保有個人情報に合致していないことをいう。

したがって、過去の一定の時点で取得した保有個人情報の内容が、現在では古くて正確でない場合であっても、その時点における資料として使用している限り、事実と合致しているといえる。

- (3) 「訂正」とは、情報の誤りを正しくすること及び情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすることをいう。
- (4) 「追加」とは、情報が不完全の場合に不足している情報を加えることをいう。
- (5) 「削除」とは、事実と合致しない場合にその情報を除くことをいう。
- (6) なお、実施機関は、個々の個人情報取扱事務の実施に当たって事実と誤りがあることが判明した場合には、第11条第2項の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないとされていることから、当該個人情報取扱事務の目的や内容、当該保有個人情報の性質、内容等に即して、自主的に保有個人情報の訂正をしなければならないものである。
- (7) 「当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているとき」とは、法令又は他の条例に修正の申告、変更の届出等の手続を定めた規定があることをいう。

具体的な例としては、次のようなものがある。

ア 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請

イ 地方税法第161条第2項の規定による自動車税環境性能割の修正申告

## 第27条（訂正請求の手続）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者に、同条第3項の規定は訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）について準用する。

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示を受けた自己情報の訂正請求をしようとする場合の具体的な手続について定めたものである。
- 2 第1項は、訂正請求は、実施機関に対して、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 3 第2項は、訂正請求をしようとする者は、開示請求の場合と同様に、実施機関に対して、請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類等を提示し、又は提出しなければならないこと並びに訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正手続及びその際の訂正請求者への情報の提供について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 第1項
  - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、第19条第1項又は第20条第2項の規定により開示を受けた保有個人情報に係る事務の名称・内容、具体的な行政文書の名称等、実施機関の職員が当該保有個人情報が記録されている行政文書を特定するに足りる事項をいう。
  - (2) 「訂正請求の趣旨」とは、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠をいう。
  - (3) 「前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、訂正請求をしようとする者の連絡先電話番号等がある。
- 2 第2項  
この項の解釈については、第15条第2項及び第3項の解釈に準ずる。

## 第28条（訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

### 【趣旨】

本条は、訂正請求があつた場合における実施機関の訂正義務について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」
  - (1) 訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている第11条第2項の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は、第11条第2項と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
  - (2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。  
具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。
  - (3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなることから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。
- 3 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

## 第29条（訂正請求に対する決定、通知等）

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求があった場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（以下「訂正等の決定通知」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、訂正等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正等の決定通知をする期限

7 訂正請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

（1）第3項に規定する期間内に訂正等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。）

訂正請求に係る保有個人情報

（2）第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

（3）第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合

イ 第5項前段に規定する訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分に

つき訂正等の決定通知をすべき期間内に当該訂正等の決定通知がないときにあっては、訂正請求に係る保有個人情報

ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知がないときにあっては、当該残りの保有個人情報

(4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

## 【趣旨】

- 1 本条は、訂正請求に対する決定、通知等の具体的な手続について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が保有個人情報の訂正をするときは、訂正をする旨を訂正請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 3 第2項は、実施機関が保有個人情報の訂正をしないときは、訂正をしない旨を訂正請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 4 第3項及び第4項は、訂正等の決定通知の期限及び期限内に通知できない場合の期間の延長について定めたものである。
- 5 第5項は、著しく大量な請求の場合における訂正等の決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 6 第6項は、特に長期間を要すると認められる場合における訂正等の決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 7 第7項は、所定の期限（これが延長された場合等にあつては、延長後の期限等）を過ぎても訂正等の決定通知がない場合には、訂正請求者において、訂正をしない旨の決定があったものとして取り扱うことができることを定めたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 第3項から第5項まで  
これらの項の解釈については、第16条第5項から第7項までの解釈に準ずる。
- 2 第6項
  - (1) 「特に長期間を要すると認めるとき」とは、訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第4項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合をいう。
  - (2) 「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になる

ことを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

3 第7項

この項の解釈については、第16条第8項の解釈に準ずる。

## 第30条（事案の移送）

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第17条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、訂正請求事案の移送についての要件、手続、効果について定めたものである。
- 2 訂正請求に係る保有個人情報第17条第3項が他の実施機関により提供されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が適切かつ迅速な処理に資するので、このような事案に関しては、当該他の実施機関に移送することができることとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 第1項及び第2項  
これらの項の解釈については、第17条第1項及び第2項の解釈に準ずる。
- 2 第3項  
訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた実施機関が訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する実施機関が行う必要がある。このため、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないものである。

## 第31条（訂正の実施の通知）

- 第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、訂正の実施に係る通知義務について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が訂正の実施をしたときは、その旨を訂正請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 3 第2項は、訂正の実施をした場合において、その旨を当該保有個人情報の提供先に書面で通知する義務があることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第2項

「必要があると認めるとき」とは、例えば、過去に保有個人情報の提供を受けた実施機関が、もはや当該個人情報を利用する事務を全く実施しておらず、また、過去においても、提供を受けた保有個人情報に基づいて本人に不利益な決定を行った事実がないことも明らかであるような場合は、必ずしも通知する必要がない。

## 第32条（利用停止請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

### 【趣旨】

- 1 本条は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求及び訂正請求の場合と同様に、代理による利用停止請求ができる者を、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限ることとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 第1項
  - (1) 「第7条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している場合をいう。なお、第7条第3項の規定に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用停止請求の対象となる。
  - (2) 「第8条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、適法かつ公正な手段による取得（第1項）、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取得の禁止（第2項）、本人からの取得（第3項）の規定のいずれかに違反して取得されている場合をいう。
  - (3) 「第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、第9条第2項各号に掲げるものを除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することをいう。
  - (4) 「第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、第9条第2項各号に掲げるものを除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を

提供することをいう。

- (5) 「第10条の規定に違反して提供されているとき」とは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置が講じられていないにもかかわらず、情報機器の結合により実施機関以外のものに提供されているときをいう。
- (6) 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。
- (7) 「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。なお、これは、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

### 第33条（利用停止請求の手続）

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者に、同条第3項の規定は利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）について準用する。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、開示を受けた自己情報の利用停止請求をしようとする場合の具体的な手続について定めたものである。
- 2 第1項は、利用停止請求は、実施機関に対して、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 3 第2項は、利用停止請求をしようとする者は、開示請求の場合と同様に、実施機関に対して、請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類等を提出し、又は提示しなければならないこと並びに利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正手続及びその際の利用停止請求者への情報の提供について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 第1項
  - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項」とは、第19条第1項又は第20条第2項の規定により開示を受けた保有個人情報に係る事務の名称・内容、具体的な行政文書の名称等、実施機関の職員が当該保有個人情報が記録されている行政文書を特定するに足りる事項をいう。
  - (2) 「利用停止請求の趣旨」とは、第32条第1項第1号又は第2号により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。  
また、「利用停止請求の理由」とは、請求者が第32条第1項第1号又は第2号に該当すると考える根拠であり、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。
  - (3) 「前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、利用停止請求をしようとする者の連絡先電話番号等がある。
- 2 第2項  
この項の解釈については、第15条第2項及び第3項の解釈に準ずる。

## 第34条（利用停止義務）

第34条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、利用停止請求があった場合における実施機関の利用停止義務について定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、第32条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

2 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

(1) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第32条第1項又は第2項に該当する違反状態を是正する意味である。

(2) 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的での利用も不可能となり、適当でない。

3 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

4 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課す

ことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止する義務を負わないこととしたものである。

## 第35条（利用停止請求に対する決定、通知等）

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（以下「利用停止等の決定通知」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日から60日以内にそのすべてについて利用停止等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等の決定通知をする期限

7 利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(1) 第3項に規定する期間内に利用停止等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 利用停止請求に係る保有個人情報

(2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報

(3) 第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合

イ 第5項前段に規定する利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部

分につき利用停止等の決定通知をすべき期間内に当該利用停止等の決定通知がないときにあつては、利用停止請求に係る保有個人情報

- ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知がないときにあつては、当該残りの保有個人情報
- (4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報

### 【趣旨】

- 1 本条は、利用停止請求に対する決定、通知等の具体的な手続について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が保有個人情報の利用停止をするときは、利用停止をする旨を利用停止請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 3 第2項は、実施機関が保有個人情報の利用停止をしないときは、利用停止をしない旨を利用停止請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 4 第3項及び第4項は、利用停止等の決定通知の期限及び期限内に通知できない場合の期間の延長について定めたものである。
- 5 第5項は、著しく大量な請求の場合における利用停止等の決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 6 第6項は、特に長期間を要すると認められる場合における利用停止等の決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 7 第7項は、所定の期限（これが延長された場合等にあつては、延長後の期限等）を過ぎても利用停止等の決定通知がない場合には、利用停止請求者において、利用停止をしない旨の決定があつたものとして取り扱うことができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

第3項から第7項まで

これらの項の解釈については、第29条第3項から第7項までの解釈に準ずる。

## 第35条の2（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

第35条の2 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条第1項若しくは第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対し、審査請求をすることができる。

### 【趣旨】

1 本条は、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができることについて確認的に定めたものである。

2 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行う条例上の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服があった場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が適用されることとなる。

また、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する審査請求については、上級行政庁は存在しないと解され、さらに、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が自らの名と責任において開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を行うものであるため、この審査請求は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対する審査請求となる。

このため、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行う条例上の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等が行政処分となり、審査請求の対象となることについて疑義が生じないよう規定したものである。

### 第35条の3（行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め）

第35条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法に定める審理員の指名を行わないことを定めたものである。
- 2 本条を規定することにより、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求についての実質的審理は、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行うこととなるものである。

#### 【解釈・運用】

審理員の指名を行わない場合、行政不服審査法の規定により、実施機関は、審査庁として一定の審理手続を行うことが義務付けられることとなる。

実施機関が行う審理手続は、次のとおりである。

- ・ 弁明書の作成（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第29条第2項）
- ・ 弁明書の審査請求人及び参加人への送付（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第29条第5項）
- ・ 審査請求人及び参加人から反論書の提出があった場合の受理（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第30条）

なお、弁明書及び反論書が提出された場合は、実施機関は、これら書類を審査会に提出するものである。

## 第36条（審査請求があった場合の手続）

第36条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に 諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
- 4 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 【趣旨】

- 1 本条は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対し、審査請求があった場合の手続について定めたものである。
- 2 第1項は、審査請求があった場合には、当該審査請求が不適法である場合等を除き、実施機関は審査会に諮問しなければならないことを義務付けたものである。
- 3 第2項は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問した旨を審査請求人等に通

知することを義務付けたものである。

- 4 第3項は、実施機関は、審査会からの答申を尊重して審査請求についての裁決をしなければならないことを義務付けたものである。
- 5 第4項は、第三者からなされた審査請求に対する裁決を行う場合等において、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障するため、裁決と開示の実施日との間に一定の期間を置くこととしたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第1項

- (1) 「審査請求があったとき」とは、実施機関の自己情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が審査請求を行った場合のほか、当該事案の利害関係人から審査請求があった場合が含まれる。
- (2) 「実施機関は、……諮問しなければならない」とは、審査会は知事の附属機関として設置するものであるが、知事はもとより知事以外の実施機関においても同審査会に諮問しなければならない、また、各実施機関が直接同審査会に諮問することを意味する。
- (3) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1号）とは、審査請求人に適格性がないこと及び審査請求期間の徒過などの要件不備により、審査請求を却下する場合をいう。

### 2 第2項

- (1) 通知をすべき相手方の範囲は、審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者、訂正請求者、利用停止請求者及び当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者）である。
- (2) 「参加人」とは、実施機関の行った保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に対して審査請求人と利害を同一にする者又は相反する利害を持つ者であって、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止によって不利益を被る者、あるいは利益を受ける者のうち、審査請求に係る審議手続に参加する者をいう。

### 3 第4項

- (1) 第18条第3項では、保有個人情報の開示に対して反対意見書を提出した第三者があるときの当該第三者の争訟の機会を確保するため、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしているが、本条各号に掲げる場合についても、これと同様の措置を講ずることが適当であることから、第18条第3項の規定を準用することとしたものである。
- (2) 第1号  
ア 開示決定に対して第三者が審査請求を行う場合、審査請求をただけでは、

保有個人情報の開示の実施が停止されないので、審査請求と併せて、保有個人情報の開示の実施について、執行停止の申立て（行政不服審査法第25条及び第61条により読み替えて適用する第25条）を実施機関に対して行うのが通例である。

イ このような第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する旨の裁決又は決定がなされた場合、執行停止の申立ての理由がなくなることから、実施機関は、保有個人情報の開示を実施することとなるが、裁決又は決定後、日を置かずに開示を実施したときは、第三者が取消訴訟を提起する機会を失うこととなるので、本号では、裁決又は決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしたものである。

### (3) 第2号

ア 審査請求に係る裁決において、一部開示決定又は不開示決定が変更され、当初不開示としていた部分を開示することとなった場合は、当該変更の裁決により、保有個人情報の開示が実施されることとなるが、第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合は、当該変更の裁決後、日を置かずに開示を実施すると、第三者である参加人が取消訴訟を提起する機会を失ってしまうこととなる。そこで、本号では、このような場合にも、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしたものである。

イ 審査請求に係る裁決において、一部開示決定又は不開示決定等が取り消された場合は、第2号の場合と異なり、実施機関は、当該取消しの裁決の趣旨に従って、再度、開示決定等を行うこととなるが、当該開示決定等は、第16条に基づくものであることから、第18条第3項の規定が適用され、この場合も、開示決定等の日と開示を実施する日との間には、少なくとも2週間を置かなければならないこととなる。

## 第37条（適用除外）

第37条 次に掲げる保有個人情報については、この節の規定は、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報

### 【趣旨】

1 本条は、本節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の規定の適用除外について定めたものである。

#### 2 第1号

第1号に掲げる保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報であり、開示請求の対象とすると、就職の際に本人の前科等の保有個人情報の開示請求結果を提出させる等の方法で前科等を審査するために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生ずる可能性があることから、本節の規定を適用しないこととしたものである。

#### 3 第2号

訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであり、また、刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められている。さらに、これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものである。

以上の事情を踏まえ、国においては、「訴訟に関する書類及び押収物」については、行政機関個人情報保護法による開示、訂正及び利用停止制度との調整を図るため、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、行政機関個人情報保護法の規定を適用しないこととされたところであるが、これらの書類等については、行政機関個人情報保護法と同様に、本条例による開示、訂正及び利用停止制度を適用しないこ

としたものである。

#### 4 第3号

- (1) 農林水産大臣又は知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、船舶等ごとの漁獲割当の割合等の設定、移転及び取消しの管理を行うこととされている（漁業法第20条第1項）。この漁獲割当管理原簿については、漁業法の政省令において、公表する記録事項の範囲及びその公表方法が定められており、一般的な保有個人情報の開示制度とは別に独自の公表制度が設けられていることから、本節の規定を適用しないこととしたものである。
- (2) 漁業権は物権とみなされ（漁業法第77条第1項）、免許漁業原簿に登録することとされている（同法第117条第1項）。この免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するため、謄本・抄本の交付又は閲覧手続という一般的な保有個人情報の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業原簿について、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうおそれがあることから、本節の規定を適用しないこととしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 本条第1号から第3号までに該当する保有個人情報については、第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないものであるため、これらの保有個人情報について開示請求等がなされた場合は、請求の要件を欠くものとして却下することとなる。

#### 2 第1号

「更生緊急保護」とは、更正保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって緊急に行う宿泊場所の供与等の保護措置をいう。

「恩赦」とは、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる。（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）

### 第3節 特定個人情報の取扱い等の特例

#### 第37条の2

第37条の2 実施機関が保有する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、第9条第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 実施機関が保有する番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報に関しては、第9条第2項から第4項まで、第17条、第30条及び第32条から第35条までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が保有する特定個人情報に関し、取扱い等の特例を定めたものである。
- 2 第1項は、情報提供等記録を除く特定個人情報に関し、第9条第2項第2号から第4号までの規定は適用しないこととするほか、関係条項について読み替えて適用することを定めたものである。
- 3 第2項は、情報提供等記録に関し、第9条第2項から第4項まで、第17条（開示請求に係る事案の移送）、第30条（訂正請求に係る事案の移送）及び第32条から第35条まで（利用停止請求）の規定は適用しないこととするほか、関係条項について読み替えて適用することを定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう（番号利用法第2条第8項）。
- 2 第2条第1号に規定する「個人情報」が「生存する個人」に関する個人情報に限定していないのに対し、本条における「個人情報」は「生存する個人」に限定しているものである（番号利用法第2条第3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項）。
- 3 「番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたもの」とは、情報提供ネットワークシステム（番号利用法第2条第14項に規定する情報提

供ネットワークシステムをいう。以下同じ。)を介した特定個人情報の照会・提供の記録(以下「情報提供等記録」という。)であり、特定個人情報と位置付けられるものである。

【本条による読替及び適用除外後の条文並びにその趣旨及び解釈・運用は、次のとおりである。】

1 第1項

**条例第9条第1項及び第2項の読替及び適用除外**

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

4 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

**【趣旨】**

条例第9条第1項及び第2項の読替及び適用除外は、実施機関が保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定したものである。

**【解釈・運用】**

1 「利用」とは、読替前の第9条第1項の解釈と同義である。

2 特定個人情報の「提供」については、番号利用法において規定されていることから、実施機関が保有する特定個人情報の提供を番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、禁止することとしたものである。

なお、番号利用法第19条の規定により提供することが認められる場合は、次のとおりである。

- (1) 個人番号利用事務実施者からの提供（番号利用法第19条第1号）
- (2) 個人番号関係事務実施者からの提供（同条第2号）
- (3) 本人又は代理人からの提供（同条第3号）
- (4) 従業員の転職時等における使用者間での提供（同条第4号）
- (5) 機構（地方公共団体情報システム機構）による個人番号の提供（同条第5号）
- (6) 委託、合併に伴う提供（同条第6号）
- (7) 住民基本台帳法上の規定に基づく提供（同条第7号）
- (8) 番号利用法に掲げる事務につき情報提供ネットワークシステムを通じた提供（同条第8号）
- (9) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務につき情報提供ネットワークシステムを通じた提供（同条第9号）
- (10) 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（同条第10号）
- (11) 地方公共団体の他の機関に対する提供（同条第11号）
- (12) 社債等の発行者等に対する提供（同条第12号）
- (13) 委員会（個人情報保護委員会）からの提供の求め（同条第13号）
- (14) 総務大臣からの提供の求め（同条第14号）
- (15) 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（同条第15号）
- (16) 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（同条第16号）
- (17) 委員会規則に基づく提供（同条第17号）

## 条例第14条第2項、第15条第2項及び第18条第1項の読替

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2項に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。第21条第1項第3号から第5号まで及び同条第3項において同じ。）以外の者（以下この条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実

施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第1項第4号ロ、同項第5号ただし書又は同項第9号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### 【趣旨】

本条の読替は、実施機関が保有する特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、本人及びその法定代理人のほか、本人の委任による代理人にも請求を認めることとしたものである。

## 条例第32条第1項の読替

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、第37条の2第1項の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

### 【趣旨】

本条の読替は、実施機関が保有する特定個人情報の利用停止請求を認める事由として、番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合を追加したものである。

## 2 第2項

### 条例第9条第1項及び第2項の読替及び適用除外

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

#### 【趣旨】

条例第9条の読替及び適用除外は、実施機関が保有する情報提供等記録の目的外利用を禁止したものである。

### 条例第14条第2項、第15条第2項及び第18条第1項の読替

#### 【解釈・運用】

当該条項の読替は、前項の規定と同様である。

## 条例第31条第2項の読替

(訂正の実施の通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施したときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条の読替は、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合は、情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する内閣総理大臣及び情報提供ネットワークシステムを介した情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、訂正を実施した旨を通知することとしたものである。

## 第4節 雑則

### 第38条（苦情処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関の保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、実施機関は適切かつ迅速に処理すべきことを定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「苦情」とは、実施機関の個人情報の取扱い全般に関するものであり、その申出者については制限がない。
- 2 「苦情の申出」は、その方法を問わず書面でも口頭でもよく、また、その形式も問わない。
- 3 「適切かつ迅速な処理に努めなければならない」とは、苦情の個別具体的な内容に沿うような方法で調査等を行い、より早い解決に努めることをいう。

## 第39条（県が出資する法人の講ずる措置）

第39条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、県が出資する法人のうち、事業内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていることなど、実施機関に準ずる公共性・公益性が認められる法人について、実施機関に準じた個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務を有する旨を明らかにすることにより、これらの法人においても、個人情報保護対策が実施されることを確保しようとするものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「県が出資する法人のうち実施機関が定める法人」とは、県が出資する法人のうち、事業内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていることなど、実施機関に準ずる公共性・公益性が認められる法人で、実施機関が定めるものをいう。  
なお、各実施機関が本条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示することが適当である。
- 2 「この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ」とは、各実施機関が第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定に基づいて実施する各種の施策に倣い、あるいはそれらを参考としてという意味である。
- 3 「必要な措置」とは、この条例の施策の内容に十分留意するとともに、独自に内部管理規程を設けたり、個人情報の適切な取扱いを職員に認識させるための教育や研修を行ったり、電子計算機処理に当たって、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要なハード面、ソフト面からの措置を講じたりすることなどをいう。
- 4 実施機関が定めた法人に対する具体的な指導及び助言は、当該法人の業務に対する指導監督事務を所掌する課（室）等を通じて行うものとする。

## 第40条（施行事項）

|                                   |
|-----------------------------------|
| 第40条 この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 |
|-----------------------------------|

### 【趣旨】

本条は、第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定の施行に関し必要な事項について、それぞれの実施機関が定めることとしたものである。

なお、第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）を除いたこの条例の施行に関し必要な事項は、第50条（施行事項）の規定により、知事が規則で定めることとなる。

### 【解釈・運用】

- 1 「実施機関が定める」とは、各実施機関が、規則、規程等により定めることをいう。
- 2 第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定の施行に関し必要な事項は、各実施機関においてできる限り同一の内容のものとすることが望ましいことから、各実施機関が規則、規程等を制定し、又は改正する場合には、実施機関相互で十分に連絡調整を図るものとする。

### 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

#### 第41条（個人情報取扱指針）

第41条 知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、個人情報取扱指針を定めようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、個人情報取扱指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、個人情報取扱指針の変更について準用する。

#### 【趣旨】

本条は、事業者が自主的に個人情報の保護措置を講ずることを基本とし、知事は、審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表すべきことを定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### 1 第2項

審査会に意見を聴くこととしたのは、事業者に対する助言及び指導の根拠となる指針について、公正性及び統一性を確保するためである。

##### 2 第3項

「公表」の方法は、規則で定めるところにより行うものとする。

## 第42条（取扱いの適正化）

第42条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、事業者に対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な取扱いのための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。

### 【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するため、知事が、事業者に対し、助言及び指導を行うことができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 事業者が個人情報を取り扱う目的、内容等は、事業者の業種・業態によって多種多様である。そこで、知事は、事業者団体等を通じて、あるいは個々の事業者に対して、個人情報の保護の重要性を認識させ、自主的に個人情報の適正な取扱いのために必要な措置がとられるよう助言及び指導することや事業者の個々の個人情報の不適正な取扱いに対し指導することができることとしたものである。
- 2 「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な取扱いのための措置」とは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のほか、取得の制限、利用及び提供の制限等の個人情報の適正な取扱いのためのすべての措置をいい、第41条第1項の個人情報取扱指針に示された内容が基準となる。
- 3 「助言及び指導」とは、事業者が自主的に個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するための必要な措置を講ずることができるようにすることをいい、個人情報の不適正な取扱いに対して個々に指導することも含まれる。

事業者の自主的な対応を促すための助言及び指導については、例えば、次のようなことが考えられる。

  - ア 事業者の意識啓発のためのパンフレット等の作成、配布
  - イ 個人情報の保護に関する研修会等の開催
  - ウ 事業者からの保護措置に係る相談に応じた個別指導
- 4 個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が同法第16条から第18条まで、第20条から第22条まで、第23条（第4項を除く。）、第24条、第25条、第26条（第2項を除く。）第27条、第28条（第1項を除く。）第29条第2項若しくは第3項、第30条第2項、第4項若しくは第5項、第33条第2項若しくは第36条（第6項を除く。）の規定に違反した場合又は同法第2条第10項に規定する匿名加工情報取扱事業者が同法第37条若しくは第38条の規定に違反した場合においては、原則として、本条例によらず、同法第40条から第42条までの措置を行うことに留意する必要がある。

## 第43条（不適正な取扱いの是正措置）

第43条 知事は、事業者が個人情報著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、書面により、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が第4条に定める事業者の責務に反し、明らかに社会的にも是認されない個人情報の取扱いを行っている場合であって、個人の権利利益が侵害され、又は侵害のおそれが顕著であると認めるときは、知事は、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

(1) 「著しく不適正に取り扱っていると認めるとき」とは、個人情報の取扱いが違法又は著しく不当であると認められる場合をいい、具体的には、個別の事案ごとに、現に個人の権利利益が侵害され、又は侵害の発生のおそれがあるかどうかを判断することとなる。

(2) 事業者が勧告に従わない場合は、第46条に規定する公表の対象となることから、本条の運用は、慎重に行う必要がある。

#### 2 第2項

審査会の意見を聴くこととしたのは、勧告の必要性を客観的かつ公正に判断するためである。

## 第44条（苦情等の処理）

第44条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出又は相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いについて県民等からの苦情相談があった場合の知事の責務について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「苦情の申出又は相談」とは、事業者の個人情報の取扱い全般に関する苦情の申出又は相談であり、その苦情申出者又は相談者については制限がない。
- 2 「適切かつ迅速な処理に努めなければならない」とは、苦情の具体的な内容に沿うような方法で調査等を行い、より早い解決に努めなければならないことをいう。

## 第45条（説明又は資料提出の要求）

第45条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、その個人情報の取扱いに関し説明又は資料の提出を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、事業者が行っている個人情報の取扱いが個人の権利利益を侵害するおそれがある場合、その事実を明らかにする必要があることから、知事は、当該事業者に対して、説明又は資料の提出の要求ができることを明らかにしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「不適正に取り扱っている疑いがあると認めるとき」とは、個人情報を違法若しくは不当な手段により取得し、適正な管理を怠り、又は正当な理由がなく目的外に利用することなどによって、個人の権利利益を侵害している疑いがあると認められる場合をいい、具体的には、個別の事案ごとに、現に個人の権利利益を侵害している疑いがあるかどうかを判断することとなる。
- 2 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、不適正な個人情報の取扱いであるかどうかを判断するために必要な範囲をいう。したがって、当該個人情報の取扱いに関連のない事項についてまで説明又は資料の提出の要求をすることはできないものである。
- 3 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、事業者に対して、単に協力を要請することにとどまらずに、知事が条例に基づいて要求することができることとしたものである。
- 4 事業者が正当な理由なく説明又は資料の提出の要求に従わないなどの場合は、第46条に規定する公表の対象となることから、本条の運用は慎重に行う必要がある。

## 第46条（公表）

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 正当な理由がなく第43条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく前条の規定による説明又は資料の提出の要求に応じないとき。
- (3) 前条の規定による説明又は資料の提出の要求に対して、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が、正当な理由がなく、第43条第1項の勧告に従わず、又は第45条の説明若しくは資料の提出の要求を拒んだときなどの場合には、行政指導の一環として、知事はその旨を公表することができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 本条における公表は、県民に情報提供することにより、その注意を喚起するものであるとともに、是正の勧告及び説明又は資料の提出の要求の実効性を担保する効果が期待されるものである。

#### 2 第1項

- (1) 「正当な理由」とは、勧告に従わないことについての合理的理由及び企業秘密に該当すると認められることなど説明又は資料の提出の要求を拒否することについての合理的な理由をいう。
- (2) 「勧告に従わなかったとき」とは、勧告を受けた行為を反復継続するなど勧告に従わない意思が明白であるとき、合理的な期間内に必要な是正措置を講じないときなどをいう。

#### 3 第2項

弁明の機会を与えることとしたのは、前項の規定による公表は、行政指導の一環として行われるものであることから、青森県行政手続条例第2条第4号に規定する不利益処分には当たらないものであるが、公表される事業者にとっては社会的影響が大きいことから、弁明の機会を与えることによって、適正手続を保障するためである。

#### 4 第3項

審査会の意見を聴くこととしたのは、公表の必要性を客観的かつ公平に判断するためである。

## 第47条（国及び県以外の地方公共団体との協力）

第47条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国又は県以外の地方公共団体に協力を求めるものとする。

2 知事は、国又は県以外の地方公共団体から事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護することを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、事業者の事業活動は、本県のみでなく県域を越えて展開されているものであり、事業者が保有する個人情報に対する個人の権利利益の保護の徹底は、本県における努力のみで足りるものではなく、国及び県以外の地方公共団体と協調して保護対策を講じて、はじめて真に適切な保護が図られることとなることから、このような協調関係の重要性にかんがみ、その形成を図るために定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項

- (1) 「必要があると認めるとき」とは、個人の権利利益を保護するため、知事が、国又は県以外の地方公共団体に対して協力を要請する必要がある場合をいう。
- (2) 「協力を求める」とは、国又は県以外の地方公共団体に対して、個人情報の保護に関する情報の交換、提供を要請することのほか、国に対して、関係省庁による事業者団体等に対する行政指導を要請したり、県以外の地方公共団体に対して、当該地方公共団体の区域内に事務所又は事業所を有する事業者に関する調査を要請することなどが考えられる。

#### 2 第2項

「協力を求められ」とは、国又は県以外の地方公共団体から、個人情報の保護に関する情報の交換、提供を要請されたり、県以外の地方公共団体から、本県の区域内に事務所又は事業所を有する事業者に関する調査を要請されることなどが考えられる。

## 第4章 雑則

### 第48条（適用除外）

第48条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同法附則第9条第3項ただし書に規定する情報を除く。）に含まれる個人情報、同法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報及び行政機関（同条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- (2) 青森県統計調査条例（平成21年3月青森県条例第12号）第2条第3項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

#### 【趣旨】

本条は、統計法（平成19年法律第53号）等に基づく統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報等については、統計法等において、秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、この条例の規定を適用しないこととしたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計の作成を目的とする統計調査に係る調査票情報をいう。

また、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

例えば、国勢調査や工業統計調査に係る調査票情報などが該当する。

- 2 「（統計法第2条）第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報」とは、行政機関（統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものに係る調査票情報をいう。

また、一般統計調査に係る調査票情報から同法（統計法）附則第9条第3項ただし書に規定する情報を除いているのは、廃止前の統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定による統計報告に記録されている情報は、統計法附則第9条第3項の規定により一般統計調査に係る調査票情報とみなされることとされたが、当該みなされた情報のうち、同法（統計法）附則第9条第3項ただし書に規定する情報（廃止前の統計報告調整法の規定による統計報告のうち、同法第4条第2項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報）については、この条例が適用になることを明らかにするためである。

- 3 「（統計法）第2条第8項に規定する事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

4 「（統計法）第2条第10項に規定する行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

また、匿名データとは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

5 「青森県統計調査条例（平成21年3月青森県条例第12号）第2条第3項に規定する調査票情報」とは、統計調査（青森県統計調査条例第2条第1項に規定する統計調査をいう。）によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

例えば、青森県人口移動統計調査や青森県工業動態統計調査に係る調査票情報などが該当する。

## 第49条（運用状況の公表）

第49条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を公表しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の運用状況を県民に明らかにすることにより、制度の利用の促進を図り、併せて制度のあり方に関する県民の関心にこたえ、制度の健全な発展を期するために定めたものである。

### 【解釈・運用】

運用状況の公表の方法、時期及び公表する事項については、規則等で定めるものとする。

## 第50条（施行事項）

第50条 この条例（第2章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

本条は、第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）以外の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものである。

なお、第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定の施行に関し必要な事項は、第40条（施行事項）の規定により、各実施機関が規則等で定めることとなる。

## 第5章 罰則

### 第51条

第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイルを提供したときの罰則について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 実施機関における個人の秘密を含む個人情報の保有は、実施機関による適正な行政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の県における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイルを提供した（電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条）に加重して罰則を科すものである。

受託者は、実施機関からその事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを受託している以上、実施機関の職員と同様の厳しい規律を確保する必要があることから、同様の罰則を設けたものである。

また、公の施設の管理を行う指定管理者は、実施機関に代わって県が設置する公の施設の管理業務を行うことから、その業務に従事する者についても、実施機関の職員と同様の罰則を設けたものである。

- 2 「実施機関の職員又は職員であった者」とは、第2条第5号の解釈と、また、「指定管理者に行わせている」とは、第13条第1項の解釈と同義である。
- 3 「正当な理由がないのに」

本条の罪は、「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合
- (2) 法令等に基づき提供する場合

(3) 第9条第2項に該当する場合

4 「個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」

- (1) 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。

個人情報電算ファイルに対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大になることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

- (2) 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。」と規定することにより、個人情報電算ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

個人情報電算ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないことから、個人情報電算ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することをいい、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどをいう。

5 「提供」とは、個人情報電算ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報電算ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

## 第52条

第52条 前条に規定する者が、その職務上又は委託を受けた個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則について定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 実施機関において保有されている個人情報は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては県における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

2 「職務上又は委託を受けた個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に関して知り得た保有個人情報」とは、過去に従事した事務か、現在従事している事務かを問わない。

保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

3 「保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われているものに限定したものである。

「提供」とは、第51条の解釈と同義である。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

## 第53条

第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときの罰則について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 県による個人情報の収集は、個人情報が行行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。
- 2 本条は、職権濫用行為を対象とすることから、実施機関の職員のみが対象となる。
- 3 「職権を濫用して、収集」するとは、実施機関の職員が職務上有する一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。
- 4 「専らその職務の用以外の用に供する目的」  
「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。
- 5 「収集」とは、文書、図画、又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、第51条、第52条の罪が成立し得る。）。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

## 第54条

第54条 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

### 【趣旨】

本条は、前3条に規定する行為が県の区域外において行われた場合にも、罰則が科されることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 条例の適用は属地主義が原則であるが、県外事務所に勤務する本県職員がいることや、委託を受けた個人情報取扱事務に従事する者が県外の者であることもあり得ることから、本条を規定したものである。
- 2 「県の区域外」とは、県以外の国内のほか、日本国外も含むものである。
- 3 本条が前3条の規定を国外犯にも適用することとした理由は、
  - ア 本県は国外事務所を設置しており、これに勤務する職員を処罰できないことは不合理であること。
  - イ 情報通信ネットワークのグローバル化により瞬時に国内の情報を国外に送ることが可能になっており、国外犯を処罰しないと刑罰の実効性が減少することによる。

## 第55条

第55条 偽りその他不正の手段により、第19条第1項又は第20条第2項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

### 【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば、他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受けることなどがこれに当たる。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。  
保有個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

## 附 則

### 附則第 1 項（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年 7 月 1 日から施行する。ただし、第31条及び第 4 章並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、公布の日から施行する。

#### 【趣旨】

本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

#### 【解釈・運用】

この条例が全体として施行されるのは平成11年 7 月 1 日である。ただし、第31条第 1 項の「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」を作成するに当たって青森県個人情報保護審査会に意見を聴くこととしていることから、当該審査会の設置等に関する部分及び当該指針に関する規定を公布日から施行することとしたものである。

### 附則第 2 項（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、平成11年 9 月30日までに」とする。

#### 【趣旨】

本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を規定したものである。

#### 【解釈・運用】

平成11年 7 月 1 日において現に行われている個人情報取扱事務については、その登録を平成11年 9 月30日までに行わなければならないこととしたものである。

### 附則第3項（青森県情報公開条例の一部改正）

3 青森県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条中「第10条各号」を「前条各号」に改め、「（前条第1項の開示請求の場合にあっては、第10条第3号に該当する情報であって本人に係るものを除く。）」を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「他の条例」の下に「（青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）を除く。）」を加え、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第14条第1項及び第15条第3項」を「第13条第1項及び第14条第3項」に改め、同条を第16条とし、第18条から第23条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附則第5項中「第15条第3項」を「第14条第3項」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

#### 【趣旨】

青森県情報公開条例は、県民の県政への参加機能及び県民による県政監視機能の充実を一層推進することによって県政の発展に寄与することを目的とし、不特定多数の県民からの開示請求を予定しているものである。これに対し、青森県個人情報保護条例は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を目的とし、本人からの開示請求を予定しているものであることから、自己情報の開示請求は、本来、本条例により措置されることがより適切であると考えられる。

したがって、本条例の施行に伴い、青森県情報公開条例第11条（本人情報に係る特例）の規定を削除するものである。

#### 【解釈・運用】

「（青森県個人情報保護条例を除く。）」とは、本条例の制定により、青森県情報公開条例に基づく公文書公開制度の利用が制限されることとなるのは適當ではないので、自己情報が記録されている公文書については、本条例による開示請求をするほか、情報公開条例によって開示請求をすることも妨げることはないように所要の改正を行ったものである。

なお、自己情報を知ることのみを目的とする場合は、本条例による開示請求をする方が望ましいものである。

#### 附則第4項（青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の青森県情報公開条例第10条第3号に該当する情報が記録されている同条例第2条第2号に規定する公文書の開示の請求又は申出に係る開示については、なお従前の例による。

#### 【趣旨】

本項は、改正前の青森県情報公開条例の規定に基づいてなされた自己情報が記録された公文書の開示請求等について、必要な経過措置を規定したものである。

#### 【解釈・運用】

本条例の施行前に、青森県情報公開条例の規定に基づいてなされた開示請求等については、経過措置として、施行後も、改正前の青森県情報公開条例と同様の手続を行うこととし、当該開示請求等が本人からの場合は、同条例第10条第3号（個人情報）を理由にして非開示にしないこととしたものである。

## 改正条例（平成17年3月青森県条例第21号）附則第2項（公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分）

2 第2条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第2章第2節の規定は、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、なお従前の例による。

### 【趣旨】

本項は、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報に係る適用関係を定めたものである。

### 【解釈・運用】

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年3月青森県条例第21号）による改正後の条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の規定は、保有個人情報のうち平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、改正前の条例の規定に基づき処理することになる。

これは、青森県情報公開条例において、行政文書の開示等の規定は、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用することとされていることから、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の規定についても、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用することとしたものである。

したがって、各実施機関が保有している公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報のうち平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報以外のものについて開示請求、訂正請求又は利用停止請求がなされた場合は、当該請求の要件を欠くものとして却下することとなる。

**改正条例（平成24年3月青森県条例第22号）附則第3項（県設立公社の保有個人情報に係る適用区分）**

3 第2条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第2条第5号に規定する保有個人情報のうち、県設立公社の役職員が作成し、又は取得したもの（以下「県設立公社の保有個人情報」という。）に係る改正後の個人情報保護条例第2章第2節の規定は、次に掲げる県設立公社の保有個人情報について適用する。

(1) 平成13年1月1日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報

(2) 平成13年1月1日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の保有個人情報の検索に必要な資料が整備されているもの

**【趣旨】**

本項は、県が設立した土地開発公社及び地方道路公社の役員若しくは職員が作成し、又は取得した保有個人情報についての本条例における適用関係を定めたものである。

**【解釈・運用】**

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成24年3月青森県条例第22号）第2条の規定による改正後の個人情報保護条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の規定は、県設立公社の保有個人情報のうち第1号又は第2号に規定するものについて適用されるものである。

したがって、各実施機関が保有している県設立公社の保有個人情報のうち第1号又は第2号に規定するもの以外のものについて開示請求、訂正請求又は利用停止請求がなされた場合は、当該請求の要件を欠くものとして却下することとなる。